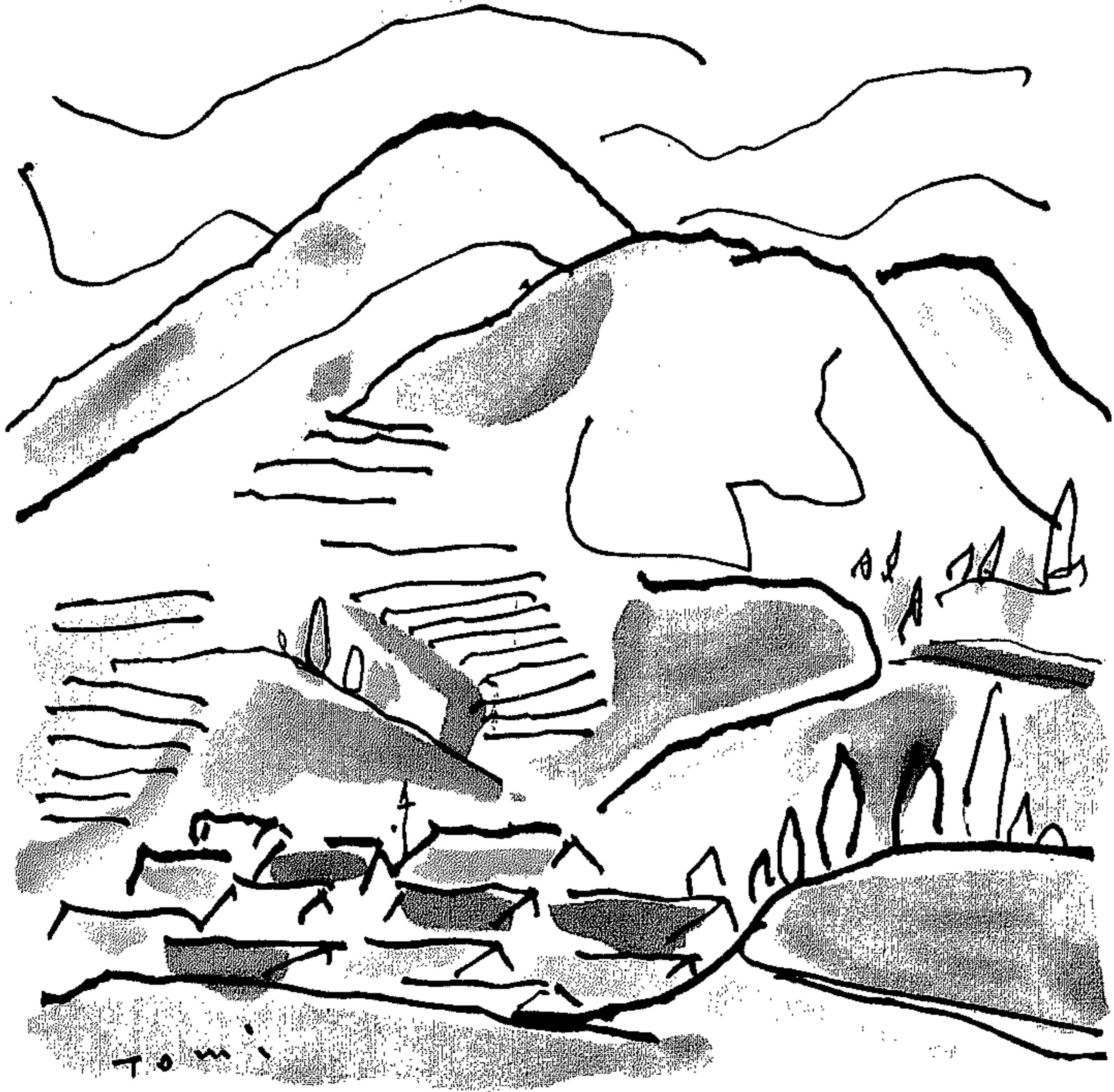


# 婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可 昭和三十年七月五日発行(毎月一回五日発行) 第二卷 第七号



26

◆ 売春問題と人身売買

婦人少年協会



楽愛好家の友 婦人少年協会の

### 移動音楽教室

を御利用  
ください!!

- ◇ 食後のひととき、休日のひとときに、身近かで楽しく、好きな音楽が習えます。
- ◇ いつでも皆さまのおそばへ出むいて、親切に、いっしょに勉強できるようにしてあります。
- ◇ 各会社・工場・諸団体指導者の皆さまのお申込みを待ちしております。

#### 音楽教室

のおもな勉強科目

- 歌いながらおぼえられる楽譜の読み方
- 楽しい歌のおけいこ(独唱・斉唱・発声の仕方)
- みんなで歌える合唱のおけいこ(同声二部・三部・混声)
- その他希望科目に関するもの。

指導者として各音楽学校・音楽指導者連盟の御協賛により、適任者を選定、派遣いたします。

- ◎ 申込の方法は次の条件により御申込みください。
  - 一、教室(場所を問わず)一か所百名単位(人員は希望者側でま)
  - 一、テキスト(実費一部三十円)の所要部数
  - 一、希望の種目、日時、日数
  - 一、派遣講師の旅費(二等往復乗車・船賃)及び宿泊費(寮又は寄宿舎にて可)は依頼者負担のこと
  - 一、その他詳細は依頼者側と打合わせの上決定する
- 一、申込先 東京都千代田区大手町一ノ七

婦人少年協会

電話 丸の内(2) 一六二五・四七二八

婦人少年協会編

## 百万人の愛唱曲集

A6版 160頁  
定価 80円

心の友となる、おまちなかの愛唱歌曲約百曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導に、コーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

### 近日発売

左記により予約申込を受けます

- 団体予約申込に限り、一部五十円
- 三百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・国歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。
- 申込先 東京都千代田区大手町一ノ七  
婦人少年協会  
電話 丸の内(2) 一六二五・四七二八



### 婦人と青少年 二十六号 目次

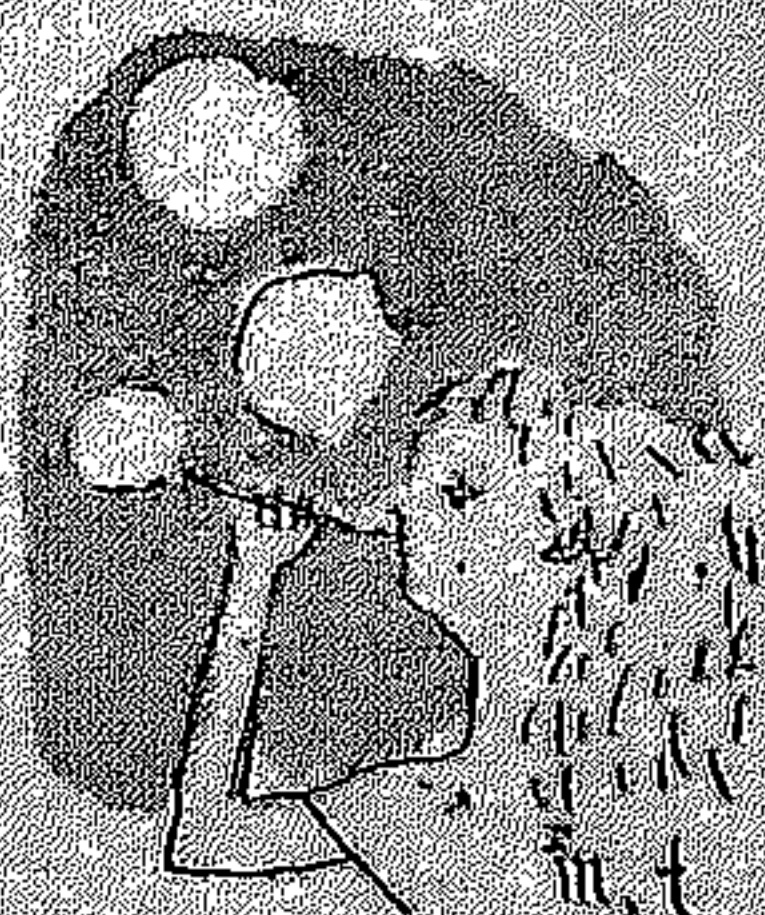
#### 特集 労働問題と労働者

- 売春の防止のために 長戸直美 9
- 「松元事件」現地報告 市川房枝 6
- デザインヤ問題 神崎 清 6
- いづゆる人身売買の 竹内外之 8
- 排除、防止のために
- いづゆる人身労働者婦人少年局 10
- 外編 婦人たつたある少女の手記 18

#### 資料室

- 集娼地区 14
- 売春等処罰法案の上程をめぐって 19
- 各国の売春対策 21
- アメリカの風間託児所について 25
- 年少者の不当雇用慣行調査結果の報告 24
- ソ連における女子労働保護規定 28
- 全国売春関係地域・業者、従業婦数 31
- 五月の婦人界の動き 32
- 女子就業者と失業者数、平均現金給与 39
- 失業申請状況における不当雇用慣行実態調査の実施 30
- 働く婦人の福祉運動が行われます 18
- 大阪市と名古屋市で家庭内職調査が行われました 27
- 婦人少年局ニュース 2
- 表紙の 富山妙子 3
- 扉 甲斐代、カソト 塚谷政隆





# 売春の防止のために

長戸寛美

売春の問題を考える場合に、最も問題となるのは、売春を行う婦女を、どう取扱つたらいいかということである。

売春をさせる者を処罰するかどうかという問題は、さほど、問題ではない。なるほど、売春というものは、現実には、それを絶滅させることは困難だから、むしろ、売春を行う者を、一定の地域に集めて、これに對する法的規制を、厳格に実施することにより、少しでも、一般風紀の保持に役立つようとするのは、ひとつの考え方には違いないけれども、それは、同時に、公娼制度の復活となり、売春防止の、風紀の保持とやらぶもうひとつの目的である、婦女の地位および福祉を擁護しようとするということ、根本的に、背馳することとなるのである。

集めるか、散らすか、集娼主義をとるか、散娼主義をとるかという問題は、政策的には、考えられることであらうけれども、ひとつは、先にも述べたように、主として、婦女の人権の擁護という目的にもとり、また、他のひとつは、主として、一般風紀の保持という目的に反するのであつて、道徳、おのずから売春の禁止(全娼主義)に向はざるをえないのである。

全娼主義をとる場合にも、売春を行う婦女を、犯罪者として処罰するか、或るいは、強制ないしは押取の対象として被害者の扱いをするかの問題がある。今までの法令は勅令九号にしても、児童福祉法にしても、職業安定法にしても、労働基準法にしても、管刑罰法などの刑法の規

定にしても、皆、売春婦自体は、むしろ、被害者の扱つてきた。彼女たちを犯罪者として扱つてゐるのは、わずかに、性被害防止と、売春条例の一部(五六の条例のうち、売春行為をした者自体を処罰するのは、二二に過ぎない)にとどまるのである。しかし、売春の防止が、風紀の保持と、婦女の地位ないしはその福祉の擁護を目的とする限り、また、このようにび漫した現在の病弊を打破するためには、売春婦自体をも犯罪者として扱はざるをえないのではないか。

売春問題のむすかしは、或るいは、それが、人間そのものの弱さに基くことにあるのかもしれない。そのことは、いつの時代にも、売春というものがあつた。また、いかなる国でも、それが行われたことによつて、証明される。それは、煩悩を衣、肉のなかにある人間の悲しい性、ようである。しかし、だからといって、それは、決して、必要やむをえざる社会悪と呼ぶべきものではない。断つてこの困難な悪には違ひないけれども、やはり、ひとつの悪である。売春の悪は、人間が人間としての自己を放棄するところにある。売春は、男性が女性を人間として扱わず、また、女性もまた人間としてみずからを遇せぬということである。売春が、婦女の基本的な人権の問題であるといふことは、おそろく、かかる意味を持つのである。そして、そのことは、その婦女個人ばかりではなく、女性全般の地位と福祉とに結びつきをもちつのである。だから、少なくとも、女性は、売春婦の問題を、ひとごととして見れば

なるまいと思われるのである。彼女たちは、とりもなおさず、女性の一員であり、彼女たちを、あの泥沼から救出することは、やがて、女性全体の解放につながることはないであらうか。

売春の防止は、彼女たちには、人間の尊厳を自覚せしめることにはじまる。肉体の純潔は、精神の回心を呼ぶ。われわれが、売春婦に對して、処罰よりも、原則として、保安処分をという所も亦ここに在る。それは、決して、遁辞ではなしに、この問題は、処罰だけで事済む問題ではない。取締のみに依存するとすれば、それは、徒らに、頭のはえを追うに似て、おそろく、実効を挙げることが困難であらう。或るいは、彼女たちに罰金を科することにより、その罰金を納めるために新たな売春を行わせ、或るいは、業者の権柄を重ねしめる結果となることを怖れるのである。

もとより、悪質の者に対しては、刑罰も考慮せらるべきではあるが、その刑罰も亦、彼女たちの社会復帰に役立つように運営せられねばなるまい。それは、単なる刑罰の場であるよりも、授産所であるべきであらう。かかる目的のために、刑も、定期刑よりも、相対的不定期刑が考へられてくるのである。人間としての自覚にめざめ、社会適応性を持つに至つた時、社会へ復帰する仕組としようとするのである。

また、悪質者として、処罰せられたものに対しては、その「前科」が、社会復帰の邪魔とならぬような工夫が必要である。彼女たちも、ひとり女性の性として、世のなかに出てくるのである。人妻となるために、職場のひとつとなるために、その「前科」が邪魔をするようでは、かえつて、刑罰の目的にそむくことになるのである。映画「女性の敵」を見たことは、そこに描かれた夜の女たちが、いずれも、非常に、人間的であることを見ただであらう。泥沼にあえぎながらも、かく人間的であるひとたちを救出することは、さほど、困難ではないように思われる。しかし、現実には、壁にも棒にもかからぬようなひとたちもいるかもしれない。みずから人間であることを忘れた女たちである。だが、そうした、人間であることを見失つたひとたちをも、人間として遇することが、やがて、そのひとたちを、人間としてめざめしめることになるのである。おそろ

く、彼女たちは、自分の悪を知らない。或るいは、泥濘のようになつてしまつた手をはなれぬことをもつて諦めするかもしれない。かかる任末におえぬひとたちを相手にするのは、非常に、根気の要する仕事である。彼女たちに、自分の悪にめざめしめること。彼女たちがおのづから悪にめざめた場合、それは確かに、パリサイの徒よりも、神に近き者であらう。それは、望みを捨てない。

以上に、売春婦に對しては、原則として、保安処分が、また、その悪質者に對しては、刑罰も考慮すべきであることとを述べたのであるが、かかる対策よりも、その前に、売春婦に転落することを防止する諸策が考へられねばならない。そして、その諸策は、より強方に押進められるべきであり、それは、また、転落後のあらゆる施策よりも、遙かに、実効を期しえらるべきと思われたい。われわれの仕事の面からいへば、いわゆる人身売買の徹底的な取締である。かつて、風水害の多かつたころ、農山漁村の婦女の売買が目立つた。最近にも、炭鉱地帯などの身売が、かなり、多いように聞いている。私は、人身売買は、厳罰に処すべきであると思ふ。婦女を転落する前に救出せねばならぬからである。

しかし、転落防止もかかる取締、処罰だけでは足りない。ストレープの、案に駆けこめる婦人相談所のごときも必要である。そして、就職の斡旋や、生業資金の補助等も考へられねばならぬであらう。

が、より根本的には、経済の問題であり、文教の問題である。貧乏の転落が多いことは事実であり、その面に対する社会的施策が行われねばならぬことは勿論であるが、何れにも見ると、各地に輪姦事件が起きてゐるが、その被害者の多くが、それ以前に既に、そうしたふしだらな際を行つてゐるひとである。この問題の解決は、教育の重要性を示唆するものである。なお、農山・漁村において、いまだに、娘を売つて恥としない親たちがあり、また、家のため親のために身売することをもつて、親孝行のように考へる娘たちが少なくないのである。体を売り、女を買つて、恥としない、かかる考へ方、娘を売り、みず



からを身売りして、やむをえないとする。このような一般の考え方を、その根元からかえてかかるとは、売春の問題は解決しない。それは、刑罰以前の、人間の物の考え方の問題である。売春処刑の法案がいくたびか提案せられながら、なかなか日の目を見ない、その原因の底に流れるものは、或るいは、世間の、かかる考え方でないだろうか。

刑罰や、保安処分次に考えられなければならないことは、事後の保護更生の施策である。そこでは、保護観察や、厚生施設への収容、就職の斡旋等が考慮されるだろう。

このように、売春防止のためには、売春婦に対する保安処分および刑罰を中心として、いわば、事前の転落防止策と、事後の保護・更生の施策を持たねばならぬ。売春を犯し、保安処分ないし刑罰に処せられた者も、やがてまた、同じ泥沼に転落する虞れなしとしない。事後の保護・厚生策は、事前の転落防止策につながるものである。売春は、常習性を持つ。従って、その対策も亦、根絶すべく、繰り返えされることが必要である。

次に、売春少年の問題がある。ひとつは、売春を行う少年を、成人の

○売春防止特別活動の実施について

婦人少年局では、社会一般の売春問題についての関心をため、正しい世論を啓発し、売春防止政策の促進をはかることを目的として、六月十日から七月十日まで売春防止特別活動を全国的に展開しております。この活動の重点は、

- 一、売春問題についての従来の観念を検討し、これについての正しい考え方を啓発する。
- 二、売春禁止ならびに防止政策の実施を促進する。
- 三、売春婦に転落しようとしている婦人ならびにその周囲の世人に、婦人少年

それと同じに扱ってよいかということであり、ふたつは、売春を行う少年を、窃盗や詐欺をした少年と同じに扱ってよいかの問題である。成人と少年とを一括にして、売春刑務所や、売春矯正院を設けるといふことも、ひとつの考え方ではあるが、やはり、成人と少年とは、厳然と区別して扱うべきであり、また、売春少年と窃盗少年とも区別して取扱うべきである。従って、売春少年のための特別の少年院が配慮されるべきである。また、売春少年に対しても、原則的には保護処分を行い、特に悪質な者についてはのみ、刑罰に処することとすべきである。

内閣におかれた売春問題対策協議会は、設置以来、慎重審議を重ねられ、今や、細目にわたる要綱を作業しつつあり、政府に対する答申の行われる日も、そう遠くはないことと思われる。時あたかも、売春防止について、ふたたび、世の関心が高まりつつある。われわれとしても、おのおのの分野において、与えられた作業に、ひたすら、精進する以外にはない。

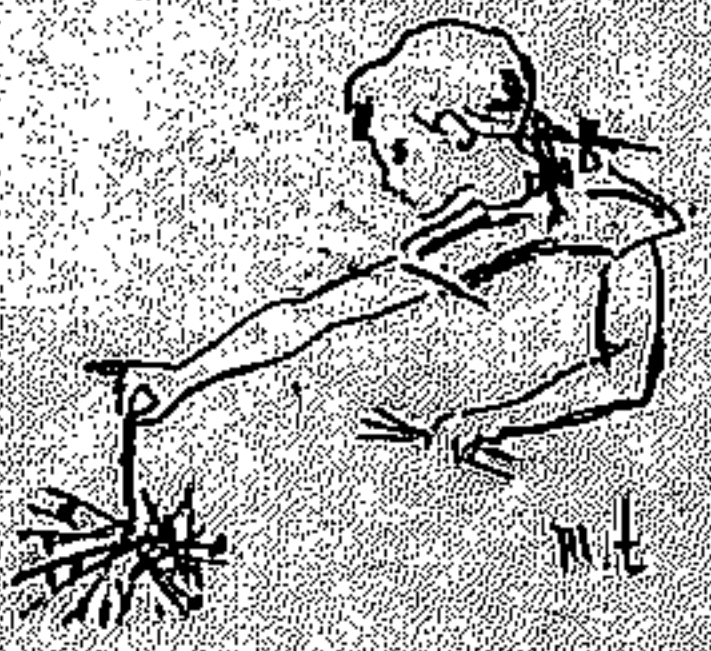
(後記。以上は、私の私見であつて、協議会の意見ではない。)

(法務省・刑事課長)

世論調査

- No.12 売春婦ならびにその相手方についての調査
- No.13 売春関係判例集
- No.14 売春に関する法令
- No.15 何ゆえの紅い灯か
- No.16 各団における売春対策
- No.17 売春問題について
- No.18 売春に関する資料
- No.19 売春問題の対策に関する答申書
- No.20 売春に関する資料
- No.21 売春問題の対策に関する答申書
- No.22 売春婦の現況調査

報告書(四冊、鹿見啓)



「松元事件」  
現地報告  
市川房枝

に依頼し、警察の調査の結果、その女学生が男子学生の下宿で発見された。この学生たちは一種の桃色クラブを作っていたもので、この学生の口から、「松元荘」という茶寮に女子学生が出入していることがわかったのである。

六月始め、松元事件の地元、鹿児島県で、県下の婦人団体が、この事件の真相を明らかにし、世人に訴えるため大会を開くから、誰か参加してほしいと婦人議員団に申し要請があつたので、議員団の代表というのではないが、私と藤原道子さんの二人が、鹿児島市まで二日の予定で出かけた。六月四日が鹿児島市の大会で、一日は調査に当てるつもりであつたのが、三日も県下の志布志町——集団人身売買のあつたところ——で同じような大会を開くことになり、そこへも出席した。この事件が起つた去年の十月ごろには、鹿児島県には地域婦人団体連絡協議会はなく、婦人会が集つて話しあひはしたが、組織的な活動をするまでには至らなかつた。ところがこの事件をきっかけとして、その必要が叫ばれ、今年度の大会開催となつたのである。

松元事件の内容については、新聞紙上でもかなり詳細に伝えられたが、事件の端緒となつたのは、家出した高校生の親が、娘の捜索を警察

この事件は御承知のように、料亭の経営不振を補う手段として、日中、制服の女学生にアルバイトと称して売春を強要したのであるが、一方、この料亭の経営者が、県議地福馨を会長として別に設立した土建会社に、県営工事の指名入札をするため、県・市・町関係の有力者に贈賄としてこの少女たちを提供したことで、事件の摘発はいつそう困難を加えたのである。

鹿児島市の学生は汽車通学者が多く、市内に下宿しているものも多いので、それも不良化する原因になつてゐる。この事件に関係した少女たちが不良少女であつたことは、九名の未成年者のうち六名までが淫行経験者であつたことでもわかる。これらの少女は必要に応じて電話で学校から呼び出されてゐた。また二十歳以上の者は寮付事務員として募集され、月給四千円、渉外手当五千円を支給され、売春を強要されてゐたのであるが、その女たちに慰問書類を持たせて戻すなどの役人のところへ使はれたいといふ手回で、その弱點を利用して、巧みに認可を得

ていたものである。捜査の結果、氏名が判明した女子は二十四名で、そのうち十八歳未満の児童に該当する者が九名(うち一名は中学生、三名は高校生、一名は看護婦学校の生徒)あり、これらの少女の一名は、相手方の男が淫行を肯定しなかつたために、自殺をほかり、未遂に終つてゐる。他の一名は少年院に入れられ、行方不明になつてゐるもの一名がある。

相手方の男性は約六十名で、うち三十一名は氏名まで判明し、参考人として検事局で取調べられたのは十七名であり、そのうち有罪の判決を受けたのは七名であり、そのうち有罪の判決を受けたのは松元荘家庭裁判所から云いわたされたものは、松元荘経営者松元田鶴江(児童福祉法違反、執行勧誘罪として懲役五月、執行猶予三年)、同仲居、岩山ウメ(同罪で懲役四月、執行猶予三年)の二人だけで、主人さえも無罪となつてゐるほど、軽い判決であつた。結局この事件は贈賄の面で行の形法では淫行をさせた者のみが罰せられるのであり、児童福祉法においても、「児童に淫行させる行為」(第三十四条六項)が「十年以下の懲役又は三万円以上三万円以下の罰金」となつてゐるので、相手方は罰せられてゐない。

私たちは今、売春処刑の法案とは別に、「児童福祉法」の第三十四条に、「児童に淫行した者」を罰する条文を付加するようには、「一部改正案」を提出しようとしてゐる。これがなくては片手落ちだからである。



今度の事件に関連して、鹿児島県会が清場一  
致で、売春禁止法制定促進の決議をしたこと、  
また志布志町の大会には男性の来会者が大部分  
を占め、大会として法案促進を決議し、あとで  
町議会も同じ決議をしたことは特筆してよい。  
婦人団体連盟でも同様決議し、代表三名が上京  
して内閣に陳情したり、市議会で作ることを決  
議した市条例の研究にも着手し、また純潔運動  
を起すなど、活潑な動きを示している。また鹿  
児島大学の女子学生が売春学生の名を返上す  
るために「松元事件批判会」を開いたり、今度  
の大会にも男女学生が一緒に参加し、売春禁止  
法制定促進に、婦人団体に協力することを決議



○借金をかえして  
大田区の  
少女売春者  
買事件は、  
実をいう  
と、警視庁  
が掃蕩にの  
りだす前  
に、都内の  
ある警察署  
へ、本人の  
妹(16)の保  
護願が出て  
いたのであ  
る。  
芸者置屋

した。このように女子だけではなく、男子学生も  
一体となり、まじめに取りあげ、全国の学生運  
動にまで発展させようとしていることは、戦後  
の若い人々の態度がしばしば問題にされるとき  
特筆されてよいことである。このような自発的  
な運動は、今後にきつとよい種を播くことにな  
るであろうことが期待される。  
最後に今度提出した「売春等処罰法案」につ  
いて一言すれば、この法案の通過に対しては、  
私は始め余り楽観していなかったたのであるが、  
最近の情勢では、幾分か望みが出てきたとい  
うことを喜びを以ておしらせしたい。三十名の  
法務委員のうち、革新派十一名、保守党二名計

十三名の確実な賛成者があるから、あと二名の  
出方によつて、委員会を通ることになる。もし  
て本会議に出されれば、恐らく成立するであら  
う。この法律ができれば、関係各省の仕事もし  
やすくなるであろうし、何としてもこの法律は  
日の目を見せなければならぬ。この法律に対  
して、刑が重すぎるといふ声もきくが、諸外国  
の法律に比しても決して重すぎることとはなく、  
特に人権を守るといふ観点から、この種の刑は  
どの国でも重くないのである。  
(六月三十日 談—文責熱田)

けながら、古い義理人情のオキテにしたがつて  
心配をかけたことをあやまり、「借金はかなら  
ずかえす」というであろう。  
業者が「お前も不義理をしてここではないから  
かろうから、住みかえてもいい」といつて、ク  
ラガエさせることは想像にたたくない。少女  
は、さらに多額の借金をせおつて、転売されて  
いくのである。  
こうした結果が予想されるにもかかわらず、  
業者との直接交渉をすすめた警察官の助言は、  
業者の借金取立を保証したものとわかれても仕  
方がない。  
ここでわいてくる疑問は、この警察官が民法  
九〇条の規定を思いだして、「売春行為にとも  
なう借金はかえさなくてもいいのだから」とい  
つて、少女を保護する立場からの措置が、なぜ  
すくにとれなかつたか、ということである。

○トマリ料金  
東京都内の芸者町、料亭地域と称せられる集  
団売春街が五四か所、料亭が二、一六一軒、芸  
者置屋が二、二八五軒、芸者が四、〇七八名  
(うち未登録四一九名)という統計が出ている。  
(三〇年三月現在)  
が、問題は、この料亭地域が、ごく少数の例  
外をのぞいて、赤線化し、特飲街と同じような  
営業をやっていることである。料亭・検査(組  
合事務所)・置屋が連絡をとり、組織売春を  
おこなひ、芸者の売春行為から多くの利益をえ  
ていることである。

東京芸者玉代一覽

地域	芸者数	トマリ	約束	トマリ
芝神	75	450	1850	1700~2000
白山	60	500	1000	1200~2000
駒込	65	480~590	1810	1500~3000
戸塚	90	500	1000	1700~2000
塚本	180	440	1820	1500~2000
大塚	90	400	1200	1600~2100
池袋	65	950	750	1500~2000

現在、芸者の八〇%以上が、売春常習者とみ  
なされている。一流地をほこる新橋・赤坂で  
も、不特定多数の客を相手にするミス・芸者  
をひそかに用意している事実が、否定できない  
であろう。特定の旦那を持つた一流芸者なるも  
のが、ときどきツマミ・グイと称して、赤字補て  
んの売春行為に走るのも、めずらしいことでは  
ない。  
ある役所の調査資料から、赤線化した三流料  
亭地域における芸者の玉代をひろつてみたが、  
それぞ  
れシマ  
の事情  
によつ  
て、料  
金の一  
定しな  
いこと  
が目立  
つてい  
る。  
芸者  
の事情  
によつ  
て、料  
金の一  
定しな  
いこと  
が目立  
つてい  
る。  
三流地のトマリ料金は、だいたい二、〇〇〇

ただ赤線区域では、一軒の家のなかで婦女管  
理(置屋)・場所提供(料亭)・周旋(検査)が  
総合的にこなされていくのだから、芸者  
町では、その売春機能が、別々の経営者によつ  
て、分離的にこなされていくにすぎぬ、とい  
うことがいえるだけである。  
そこからはまた問題が、二つにわかれる。芸者  
は、自由意志で売春する。しかし、置屋は、下  
宿代をとつて芸者を下宿させているだけ。料亭  
は、遊興の場所を提供するだけ。検査は、芸能  
のあつせんをするだけで、売春には無関係、と  
いう今までの説明形式である。が芸者町の表態  
がパタロしてくるにつれて、そんな逃げ口上は  
もうとらなくなつてきた。  
実態的にみると、芸者町は、料亭・置屋・検  
査が、カソチリした売春機構をつくりあげ、若  
い娘にきれいなキモノをさせ、売春をしない  
と、借金もかえさせなければ、生きていけない  
ような状態に陥り、売春を強要し、利益をサ  
クシヤしているのである。聞か三味線の芸者  
は、表芸というが、表看板にすぎない。東京都  
の売春禁令が、この芸者町をきけておけるの  
が、おかしいのである。



いわゆる人身売買の排除・防止については昭和二十七年三月次官会議によってその基本対策が決定され、これに基づいて関係各省庁からそれぞれ地方機関に対して具体的対策が示されているのである。これらの対策をみると、殆んど考

# いわゆる人身売買の 排除・防止のために 竹内外之

えられる  
あらゆる  
事項が網  
羅されて  
おり、こ  
れで人身  
売買が絶  
滅できな  
いのが不  
思議な位  
である。  
しかも人  
身売買の  
排除・防  
止に關係  
ある中央  
官庁は中

央青少年問題協議会を別にしても文部、厚生、労働、法務、警察等七つの機関に及んでいて、その中でも、それにも拘らず人身売買事件の発生は毎日のように新聞紙上に報道されている。各婦人少年室から送られてくる人身売買の報告も一、二か月のうちに部厚い綴りをなす程多いのである。

警察庁の資料によると昭和二十八年中に「いわゆる人身売買事犯」の被害者として検察されたる者は五、五四九名で、被害者は七、二四九名に達している。さらに二十九年には被害者として検察された者は前年より三八名減少しているが、被害者は八、六三五名で前年より一、三八六名も増加している。この被害者数は一日平均約二十四人に当る。

取締りが厳しくなり、世論の関心が高まるにつれて、人身売買業者の口口もますます巧妙になり、悪質になつてきている。すなわち、事件が次第に常習的、専門的な仲介人によつて行われるようになり、組織的に多数の人間を売買するという事例が多くなつてきている。

同じ警察庁の資料によると十八歳未満の被害者の就業経路は、

誘	拐	二六	周旋人の斡旋	七六
店頭募集	三六	知人友人等縁	五五	
故紹介		計	一、八〇三	
その他	三七			

次官会議決定のいわゆる人身売買対策の基本方針は

- (1) 要保護家庭について適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつせん等によりその生活の安定を図ること。
- (2) 職業安定機能の強化に努力し、職業のあつせんを積極的に行うとともに、就職にあ

- いは職業安定機関を利用せしめること。
- (3) 児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。
  - (4) 関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。
  - (5) 発見された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

とし、さらに関係法令の整備、生活の安定等根本的対策についても今後十分な検討、研究を続けることとしている。

いわゆる人身売買が生活の貧困を根柢として発生する限り、生活の安定のための根本策が講ぜられることが最も望ましいところであるが、現実にはこの種事件の発生を目的にして、いかにして少しでもその実効をあげていくかということが重要なのである。

いわゆる人身売買発生の際には実に多種多様である。これらの事例や調査の結果等を検討してみると、もう少し身近かな所で事前に問題を解決する方法もあるのではないかと考えられる。その一つは生活保護の問題である。生活に困窮して子供を手離すという場合に事前に適當な機関に相談するとか、よい方法はないものかどうかということを考えて貰いたいものである。とりしても生活に困つて子供を売らなければ

はならない。時には生活保護の適用を受けられる場合が多いのである。生活保護は申請してもながなが保護が受けられないという先入観があつたり、中にはこうした制度のあることさえも知らない者も多いのである。事実売られた子供の家庭では生活保護の適用を受けている例は極めて多くない。関係機関はこれらの制度の周知徹底を十分浸透させ、進んで相談に応じられるような態度を整えることが必要である。

次に長欠児童の問題であるが、昭和二十八年度における長欠児童数は中学校で約一五万八千人に及んでいる。人身売買の被害者の中には、義務教育年齢の者も相当数に達している。これら児童に対する保護措置は人身売買を未然に防止する上からも重要である。学校教育関係法規によつて学校長は就学児童、生徒の出席状況を明らかにし、引続き七日以上欠席する者については事情によつて市町村教育委員会に報告することになつてゐる。

学校当局が愛情をもつてこれら児童の動静をつねに把握し、人身売買のおそれのあるような事情がある場合には関係機関に連絡するなり、それらの機関に相談することを勧めるといふような手段を講ずることによつて事件の発生を未然に防止することも可能であり、学校当局のこの種の活動は極めて重要であると考えられる。

第三に雇用経路の問題がある。すでに述べたように、いわゆる人身売買被害者の就職経路は周旋人の斡旋、知人・友人等縁故関係者の紹介、誘拐、店頭募集などによる場合が多い。し

かも仲介人の口口はますます巧妙になり、事件の発覚を防ぐために、遠距離間の売買、被害者の氏名年齢の偽称、戸籍謄本の交造、被売者の転売等の方法で常習的、専門的に行われている事例が次第に増加している。従つて仲介人等の甘言を信用することは極めて危険である。二十九年中の被害者の八八・四％は接客婦等送行に關係のあるところに売られているという実情はこれらの経路で就職することがいかに危険であるかを物語つてゐる。公共職業安定所に対する中小企業の求人申込は求職申込を上廻つてゐるというふうな事情もある。就職の余地は残されてゐるのである。人身売買によつて転売の悲劇をみるより職業安定所の利用によつて正常な就業の道を選びたいものである。このためには職業安定機関の利用の促進を図るような措置が進められなければならない。

人身売買が生活の貧困を原因として発生するとはいえ、これが原因のすべてではない。児童の福祉とか人権の尊重ということに対する無關心・無知からその子女を売つたり、子供もまたこれを親孝行と考えるような觀念が根強く残つており、これが人身売買発生に一つの大きな役割を果していることも事実である。このようなことは、児童福祉思想、人権尊重の思想をさらに一層強く周知啓蒙する必要を痛感させるのである。

三

最近の婦人少年室の報告には婦人少年室や婦人少年室協働員の情報連絡活動によつて、転落

が未然に防止された例、被害者が救出された例、あるいは容疑者が検察された事例などがしばしばみられるようになった。

例えば、福岡婦人少年室では一青年から義妹が家出して熊本で働いてゐるが前借金があるのて本人を帰して貰えないということで相談があつたので、人身売買の疑いのあるものとして警察に連絡した。警察は直ちに活動を開始した結果被害者を救出し保護者に引渡す一方事件に關係した被疑者五名が逮捕された。

熊本県の水野協働員は不良青年と悪質アロ一カ一にだまされて十六歳の少女が特飲店に売られてゐる情報を得、警察に連絡した結果、少女を救出することができた。

警察庁の資料にも被害者である接客婦或いはその家族からの警察に対する救出願出によつて被疑者が検察された事例が目立つて多いことが報告されてゐる。

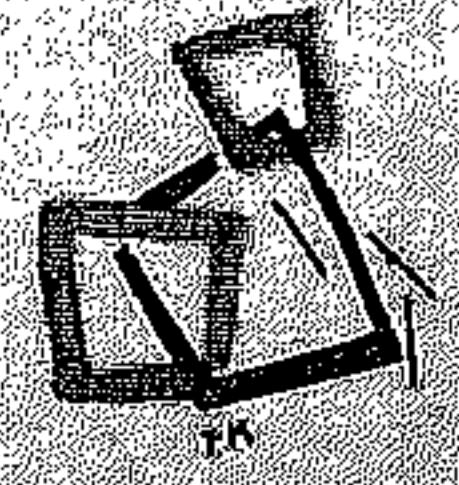
人身売買は未然にこれを防止することが最も望ましいのであるが、すでに発生した事件についても機敏な情報連絡活動によつて被害者を救出保護し、被疑者を取締るという活動が平行して行われなければならない。

こと人権につながる大きな問題であるにもかかわらず、なお今日そのあとを絶たないことはもうしたことが、人身売買は他のあらゆる犯罪にもまして憎むべきものであり、許しがたいものであるといふことを、すべての人が心に銘じて社会全体の責任として、その絶滅を期したいものである。

(労働教育少年労働課)



### いわゆる人身売買と売春の事例



いわゆる人身売買が各地に頻発し、売春問題と共に世論の注目を浴びていますが、個々の具体的事例を紹介して参考に供します。

#### 一 家庭貧困のため中学を中退して特設店に転々と周旋された事例

N子(十六歳)は家庭貧困のため中学を一年で中退、都内の紙袋屋で日給一五〇円で勤めたが、九か月目で店がつぶれた。

その後家計の補助をしなればならないので、父の友人である都内の特設店Yに頼み、女中に住込んだ。Yで十日余り働いたが、主人から女中がいちかと言われ、両親の承諾を得て、昭和二十九年五月M市の特設店Bに住込んだ。

Bはパンパン屋であり、N子はそこ接客婦として働くことになった。契約として、

ちよいの間	三十分	三〇〇円
時 間	一時間	五〇〇円
消 費	一、〇〇〇円以上	

勘定は業者が六分、接客婦が四分の割合で割り、

Bはパンパン屋であり、N子はそこ接客婦として働くことになった。契約として、

組合費	七日分	一〇〇円
組合費	十日分	一五〇円

を支払っていた。

二十九年十月N子は性病のため帰宅したが、Bは一五、〇〇〇円の借金を出来ていなかった。

帰宅して二日目、周旋を業としているS(七二歳)が訪れ、よい所を世話しようともちかけ、墨田区のカフェーKに接客婦として前借五、〇〇〇円で周旋した。ここでは勘定を五日毎に四分六(業者六分、接客婦四分)の割合で精算していたが、一週間余でN子の年齢がわかり解雇された。

帰宅して家で暮らしているが、再びBが来訪、一年が足りなくて帰るなと、立川に行かないか」と誘い、B(三四・五歳)を紹介し、立川市の特設店Iに周旋したが、ところが一杯たつたので、更に立川市の特設店Wに周旋した。Wでも四分六の割合で

#### 二 上野駅周辺をぶらぶらしている男から誘われられた事例

Y子(十六歳)は昭和二十九年三月中学を卒業後家車の手伝いをしていたが同年九月友人のE子(東京の某牛乳店に女中として住んでいる)に東京に女中の口があるときき上京、都内の某牛乳店に女中として住込んだ。ところが間もなく友人のE子が病気で帰郷したので淋しくなり、女中生活も苦しくなつたので、三月同店を辞め帰郷しようとして上野駅に来たが、帰って百姓をしようとすると、思ふと厭になり、あままたつて元の家の女中先)に帰ろうかと迷っているうちに地下道に来てしまった。地下の映画館の看板をみていると、知らない男から話しかけられ、その後一時はその男によつて売春街に売られた。Y子の供述書からその経緯のあらましをみると、

厭な男なので切符を買って映画館の中に入った。満員だったので立つてみると、女の人が売られてゆく人身売買の事を知っていた。ふと後をみると先陣入で話しかけた男が立つていた。そして「面白いかい」と話しかけてきた。やがて「警察前記」も終つたので出ようとしたら、

その男も私の後をついてきて「捕まるときから上野駅をブラブラして見ろかどうしたい」と話しかけてきた。私は勧め先を今日やめて田舎に帰ろうか、それともどこかに職を探そうかと思つていて事情を打明けた。男は「僕は料理店の職人だから女の手をどこでも欲しいが、おのれを早く知つていて、どこかに世話してやるか」といった。私は「どこかいい所がありますか」と聞くと「どなたの所がいい」といつたので、「どなたの所がいい」といつたので、「どなたの所がいい」といつたので、私は別にこの吉原がどんな商売の家かしらないので、「そこでもいいからお願ひします」といつた。

と供述書に書かれていた。

それから駅の旅館に同行されて関係が確立され、翌日新吉原の表面はカフェーであるパンパン屋に接客婦として周旋された。その後カフェーの支配人から本店が一ぱいだから支店にいつてくれといわれ支店に移された。数日後再び支店の主人に呼ばれて年給

家庭環境が聞かれた上、年少者であることがわかり、あわてて解雇のため前記の男(被疑者)に引き渡された。処置に困つたその男は都内の某職業安

#### 三 未亡人クラブと称する売春宿に母によつて売られた事例

N女(三六歳)は夫と死別の当時三歳の区子をかかえて日雇人夫として生活していたが、Eと再婚し、男児を産み、「昨年離婚した。Eの収入は日取二七〇円で、子供が生まれて生活は一層苦しくなり、その上Eは職場から前借をかき立てて生活をつづけていたが遂にどうにもならなくなり、合意で子供を二人ずつ連れ離婚した。Eは借金をそのままにして郷里に帰つた。

N女は借金をかかえて失対人夫となつて一日二八〇円、一か月平均五〇〇〇円の収入を得ているが、その半分は借金に支払わねばならなかつたので母子二人の生活は困難を極めていた。

たまたま同じ境遇の未亡人、日雇人夫のO女と知り合いになつた。O女は未亡人クラブと称して未亡人を集めて特殊下宿業の売春業をしているところを知つていたので、二人で話し合つて、それぞれ自分の娘をそこで働かせ

#### 四 ビヤホールの女給が店主から売春を強要された事例

八百番では十六日(五月)八戸市市川間ビヤホール「ロマン」古川作治(六

定所につれて行き、同安定期所から都内の某商店に紹介され、現在同店に店員として働いている。逃走中の男(被疑者)は目下捜査中である。

ことにした。N女、O女共に子供には無関心で、子供達は放浪性を帯び遊び歩いてきた。O女は知人に頼んで二人の娘(N女の娘五子一五歳、O女の娘五子一七歳)を未亡人クラブの接客婦とした。その際二人の母親も一緒に行き、前借一万円を申込んだが結局N女は六、五〇〇円、O女は五、五〇〇円を受取つた。二人の娘は当日から未亡人クラブで売春婦として働かされた。

未亡人クラブの経営者はKという三歳の女で、未亡人クラブという名称に男が興味をもつて集つてくるのと、未亡人の生活苦を利用したもので、収入の四分を未亡人クラブのKがとつて利益を得ていたものである。

事件発覚の端緒は警察署員の聞き込みによるもので、被疑者は児童福祉法、職業安定法等の違反容疑で送検されるものとみられる。

を、また古川の内縁の妻和入井下(五六)をそれぞれ児童福祉法、労働基準法および勅令第九号違反容疑で逮捕し、調べを続けているが、未成年の女子五名を少女と知りながら売春を強要していた疑いによるもので、同署の調べでは吸血鬼のようなひどいさぐ取りであった。まず泥沼から救いあげられた少女たち五名の名を道を見よう。

◎A子(一七) 北海道生れ、父なく、母と弟だけ、母は病気で働くことができず、A子は進んで昨年の始め千歳町のビヤホールに身売りをした。この時の前借金は三万円、千歳が駄目になり、木目沢へ来て客を取つた。A子は今まで毎月一万円から一万五千円仕送りしてきた。(結局これも借金になるのだが)現在約三万円の借金がある。

◎B子(一八) 札幌市生れ、新中卒、両親は健在で相当手広い菓子問屋の娘。今年二月頃、ホテルで働いてみたいとの好奇心から、千歳のビヤホールに勤め、木目沢へやってきた。女給の積りだったが、客をたらぬと金も借りられないし、仕方がないので客をとつた。現在三万円位借金がある。

◎C子(一七) 北海道生れ、両親はあ

#### 四 一万四の前借りで身売りをした事例

四方一万四の前借りで身売りをした。現在四方八千円位の借金がある。

◎D子(一七) 北海道生れ、昨年未生、活費のため前借約九万円、身売りをし、現在もほぼ同額の借金がある。

◎E子(一七) 北海道生れ、昨年十月これも働いてみたものの好奇心と生活苦から五万五千円の前借で身売り、現在十萬四千円に借金がふえた。

以上は生活のためかあるいは虚栄と好奇心が彼女らの転落の出発点である。いま彼女らは青森少年鑑別所に収容され、鑑別を受けたのち、少年院へ送られるかあるいは親許へ返されるが、その後の彼女らを待つて居るものはなにか。『もう二度とこんな境遇には落ちたくない』といっているが、ではビヤホール「ロマン」で彼女らほど心な生活をしてきたか。どうか。

「ロマン」には十五名女がいた。もちろんな名前は女給だが、これは表看板。十五名の半で、早番と遅番に分れる。早番は午後一時から夜十一時まで、遅番は午後四時から同十一時まで、その後客をとる。彼女らの食事もひどい。朝は飯、汁、漬物、昼は飯、漬物、魚が煮しめ、夜は飯、漬物だけ。これでは身体がまいるので、自分の店から卵などを買い、蒸らした古川のやり口は、ほとんどの女に金を持たせなかった。



女が食べるものは一さい極端で、自分の店から買わせる。なまゆ一箇二十円、ゆでれば二十五円、ジュース一本五十円等々暴利をとつて女に売りつけるのだ。着るものも、雑貨品でも一切合切この方法でやつている。彼女らが毎晩稼いでも、これでは古川への借金がふえることはいくらまでもあるまい。

五 人身売買団の検挙と被害者の概要

本年五月十九日の毎日新聞と二十日の朝日新聞に大阪の人身売買団の検挙が報道されたので、大阪婦人少年堂は所轄警察からこの事件の概要を聴取した。以下はその概要である。

1. 被害者

仲介人十八名中半分は女子である。殆んど無職で婦女の仲介で生活しており、仲介料は一人当り三千元から二万円、平均五千元を受取つていた。自分の妻や子供を売りこんでいた者や一人の女を何度も転売させた金を借り倒していた悪質者が多い。

2. 被害者

実人員は接客婦に売られた女子五十四名である。年齢は十五歳から三十二歳までの者で、平均年齢は二十二・三歳、年少者は四名である。貧困家庭の子女が殆んどで親も本人も承知で売られた者や家庭内が不和で家出した者、人妻、二男なども含ま

てから本人は親元に帰された。(2) B子(一六) 発見されたときは満十六歳だったが、既に十四歳の時から特飲店に働いていた。最初は自分で友達と一緒に出たが、最近離波新地へ年齢二十歳といつて雇われた。その後二、三か所の特飲店を移動し、発見されてから親元へ帰ったが、親元も特飲店を営んでいるので、子供に与える影響を考え、親は特飲店をやめたいといつている。

(3) O子(一七) 最初工場に勤めていたが工場閉鎖で失業した。父が無く一人子で母が病気で寝ているため働いて養わねばならず友人をたすねて特飲店へ世帯して貰った。

たすねて特飲店へ世帯して貰った。雇い主側はまだ十八歳になつていないから十八歳になつてから来いと断つたが、帰る家もないというので本年二月初借金三千元で借込ませた。現在は満十八歳になつていたので、正業につくよう説教したが、また特飲店に出ているのも正しいである。

婦人の政治的権利の進展

ヨーロッパでは、昨年八月二十五日議院が可決した法律によつて婦人の投票権が認められ、本年一月ホリソニラで公布された特別命令は読み書きのできる婦人の政治権利を認め、また最近ベルギーでは婦人に参政権を与え、一月ハイチで行われた自治体選挙では六人の婦人が重要な地位に選ばれた。国連婦人の地位委員会の最新の記録によれば、現在少なくとも六十か国が男子と平等の条件で婦人にすべての選挙における投票権を与え、若年の国が一部の参政権を認め、若年の国が選挙権を認めないものは十五か国である。(U五一四〇)

一助者から

私は今年十五歳になつた者ですが、「婦人と年少者」を愛読して居ます。特に二十三号に掲載された「働まつた学童少女の悩み」の記事を読んで非常に感動いたしました。私も貧乏のため進学を断念した経験があります。進学を断念すると、ある小さな会社の事務員となつて働いて居るので、同じ境遇に居るこの少女の訴へに、強く感じさせられるものがありました。それではよろしかったら、この少女の住所をお知らせください。今後、このように記事を書くことも出来よう、お願いいたします。この少女のような境遇の人々が、まだまだ、たくさん居るのであります。

街娼婦だつたある少女の手記

この手記は六歳の折叔母のものとして養子にやられ、中学三年在学中に実母によつて芸妓置屋に売られ、その後パンパン街娼等転々とし、遂に自ら警察に救いを求めて保護された一少女(十五歳十月)が児童相談所において最近の心境を綴つたものです。原文のままですが、文中にてでくる地名は編集部で略記しました。

皆さん私の話を聞いて下さい。

私は小さい時貰われて行き本当の母に(N市)の芸者屋を売られてゆきました。芸者屋がつかなく、私は友達と二人でN市を逃げ出して、それからN町へ来た。すると驚くや私と同じ年の子が沢山働いている。その子たちはいつも逃げる工夫を毎日毎日して居ります。だれと逃げていつても仕事がなく困りみんな辛棒している位です。その人達の云う事には私は真面目になり真面目に働きたいと云う人がたくさん居ります。

私はショータイム・ハウスか

てやつてくれませんか。私は大きくなり、

一人の女の子を逃がしてやつた事もあります。私達は思ひます。そんな人達が日本にいくらもいます。そんな可愛さうな人に魅惑する人はいないかと思つて私は日本の國の恥だと思ひます。何故警察がそんな人を保護してやってくれないのでせうか。そのために警察というものは有るのではないでせうか。日本に只一軒でも良い。その様な人達を保護する家をたてその人達を幸福にしてやつて下さい。

だまされて売られていく人の云うには一人の男が来て「あんた御飯たべるお金有る？」ときき、親切に気遣を取り遣い人へ売ります。皆んなだまされ売られ、もう二度と帰られない所へ売られてゆくのです。終りの果てにみんなパンパンになりま

どうかこの様な可愛さうな人達が何百人と云う事を忘れなさい。私は年が若いので児童相談所にいますが、他の人達は年がゆき保護して貰えず皆んなおちぶれ終にはどうもどうもならぬ女になります。

混血児は戴山日本にいます。誰か慰めてやつてくれませんか。私は大きくなり、同じ十八歳の人達が何十人と居ります。

どうか警察の人達かを何とかして貰えないのでせうか。私に居る時、いつもN町の四つ角に居る女の子達を思ひ出します。いつもしよんぼりと立つて居ります。日本には今何百人のパンパンが居るが病氣をもつていない人が少いと思ひます。私も毎日泣いて居りました。今でもN町の人達泣いて居る事です。

こんな人達を保護するには警察の人達の手を借りなくては仕方がないと思ひます。どうか日本の皆さん、この可愛想な人達を助けてあげて下さい。そして私の思ひにはその人達の生活は千円貰うとする自分には五百円しか入らないので借金は出来ヒロポンを打たれ、みんなパンで帰る人達が沢山居ります。私もすすめられ、私はいやだと云つたが未だショータイム・ハウスに居る人達はうたされて居ると思ひます。

それから女の人達をタイホしても悪い例へばチンピラと云う人達を警察でどうかして欲しい。何故かと云うとそんな人達が売買して居ります。その人達をタイホするともう日本にはパンパンがいなくなりますが、各町に一軒家をたて、どうか女の人達を幸福にしてほしいと思ひます。そして日本にはパンパン等なくしてやつてほしいと思ひます。



集 娼 地 域

調査報告

一 まえがき

婦人少年局では戦後急激に大きく伸び出した社会現象であり、婦人問題である売春問題を昭和二十三年以来とりあげ、とくに売春婦人への転落防止対策に重点をおき、同対策樹立に資するため、過去において街娼、売春婦の親許の調査及び集娼地域に対する世論調査を実施したが、今回さらに調査困難とされている集娼地域の調査を実施した。まず昭和二十八年九月から二十九年九月にかけて「赤線区域調査」を東京大学助教授東端一氏外一〇名の学識者に依頼して行い、又二十九年六月には青線区域及び基地周辺を対象として「戦後新たに発生した集娼地域の実情調査」を当局婦人課員、都道府県婦人少年室長及び室員、婦人少年室補助員によつてそれらへ実施した。

二 調査結果の概要

赤線区域調査

「赤線区域調査」については、諸事情により初期に計画した広範囲、多数を対象とする調査は実施しえず、東京都内「鳩の街」を対象とする赤線区域の社会形態の調査を考案し、新宿、世原の売春婦一三名と、業者数名との面接による事例

(一) 赤線区域の社会形態

この調査の対象となつた鳩の街については、まず、戦争中から戦後にかけて急激に起つた赤線区域「鳩の街」と、この区域をとりまく「赤線区域」の調査を行い、正確な地図(千分の一)を作成し、赤線区域

を社会形態学的に観察調査した。当区域は昭和二〇年五月頃、玉の井を壊け出された四軒の店が営業を付けたのが集娼化のはじまりで、現在では一〇六軒の娼家、特殊飲食店が存在する。

一般住宅と相隣し、ところどころは相交又しており、一般住宅居住者は、漸次赤線区域を相手とする職業に転じたが、転居したかの何れかに分れ、現在当区域をかねて小路に面した家々の職業の大部分は、酒場、飲食店、射的場によつて占められてゐる。しかも区域の外縁をなす道路に面して建つてゐる特殊飲食店は、すべて道路側に目かくしや小旗をもち上げたり、壁をぬりつけたりして一般社会から遮断されてゐる。

以上から赤線区域は、外に開かれた町ではなく、内に閉かれた特殊地域であり、自ら一般社会に対して甲を作り、反社会的性格を明確にしてゐると言へる。

このことは、周辺都市の情緒と密着して、しかも不可侵の防壁を築きあげていた従来の古い歴史をもつ集娼地域本来の社会的形態と同じである。

(二) 赤線区域の実態

戦前比べて都市出身の者が多く、教育程度は高くなつてゐる。前歴はつたかみな

すなわち業者は、業婦にすすんで部屋の調度類や衣類購入などに金を借しており、返済は業婦の働きの中から差引く。

一方経営者は「お父さん、パパさん」その妻を監督の女を「お母さん、ママさん」とよびせて可愛がるソエスチャアをし、その結びつきに封建的な人情論を、親子論を強く唱導して、彼女達が自由に出出した時も、自分の持物に未練をもち、かつ「親切なお父さん、お母さん」に対して借金をおみ倒してはすまぬ」と

いう二種の気持を持たせるように仕向けて、間接に自由を拘束してゐることは否定できない。

売春禁止法案に対しては「禁止すれば却つて私娼化し、衛生その他の点でさらに多くの害悪を社会に及ぼす。現在赤線に働いてゐる女の九九%は本人及び扶養家族の生活のために働いてゐる。その生活の途を断つことは問題である。又男性の他意のほけ口が開かれれば、女性性に対する性犯罪がよめる」等の理由をあげて強く反対運動を行つてゐる。

戦後新たに発生した集娼地域の実情調査

戦後新たに発生した赤線青線地域の発生過程には大きく分けて四つの型がみられる。すなわち昭和二十三年頃まで出来たものには、元業者が集娼地域の必要理

にくい、過半数は現区域にはいる直前にあつて飲み屋、キャバレー、某妓屋等接客業又は水商売につとめていた者と、青線区域その他で、既に売春行為の経験をもつ者によつて占められてゐる。

転落の動機は一律でなく、戦争によつてもたらされたアブノーマルな社会的諸条件に規制されつゝも、家庭環境、家出、失恋、夫との生死別、誘惑、自暴自棄等の個人的条件が複雑により合わされて、各人各様の動機を作り出してゐる。

転落経路で今回の調査により、とくに著明なものとして、赤線区域の経営者が同時に経営してゐる喫茶店、キャバレー等に働く女性を引抜くとか、前もつて連絡がついてゐる同業店から女を廻してもらう等があげられる。

(2) 就業関係

女が働く場合、書面、口頭による就業条件に関するとりきめを行うことは先ずない。就業日数は一月二五―二八日程度、赤線での遊び方は、遊び(ジョーイ)、時間、とまりの三種で、料金は区域、時間の早遅、本人のうちで等により一定してゐないが、だいたいの標準は「遊び」五百円前後、「時間」千円前後、「遊び」半時以降二千―三千円となつてゐる。

配分はだいたひ総額の二割を天引(税金)し、残りを業者六分、女四分に分け

由をあげて計面性をもちつてゐるものと、同業街をなしてゐる旅館、飲食店業者が集団転業したもののが比較的多く、二四五年頃は諸物産を販売してゐた引揚、戦災者マーケットの人々が増収の途を追つて飲食店となり、一時、二軒と漸次女をおき、遂に一軒が集娼地域化したものが多い。二六、二七年には保安隊等の設置に伴ひ附近の飲食店が女をおき、又外から業者がけりり集娼地となつたものが多い。

これに対して基地周辺の場合はたいてい、大同小異で、進駐軍に土地や工場を接収されて失業した工員、油夫や戦後失職した元軍人、現金収入が減少した百姓達のごく一部の者等が、最初単なる現金収入を得る目的で部屋賃しを始め、素外に近辺の者がしたいたに女をおくようになり、外からの業者がこれに加つて集娼地化したといふのが一般のコースである。

従つて赤線青線は元住宅地、商店街、工場等のほかに元遊廓であつた場所も三〇%所中、五%所あるが、基地周辺は二〇%全部が元住宅地、商店街、公園等市民の生活の場であつた所ばかりである。

(2) 区域の概要

赤線青線、基地周辺ともに附近に小、中、高校、いくくの公共建造物がある所を一般商店街に近接するものは混在してゐる所が多いが、赤線青線には一般と隔

婦 人 と 年 少 者

売春婦の一日の日程は、普通起床九時前後、自室の掃除、朝食一〇時、昼食三時、就業四時半で、その間に洗濯・入浴・ひるね・外出等を行つてゐるが、中にはお花・料理・洋服・職業スクール等に通つてゐる者もある。

生活の中で一番なのしいことは、映画・読書・レコード・芝居、親又は子供を訪ねること、扶養してゐる弟妹の成長をみること、なじみが来ることで、一番嫌なことは、身上をきかれること、外出中交な目で見られること、家から店に帰るとき、客から店に帰るとき、客から品物扱いにされるとき、映画館から出て帰る暖い家庭がないこと等、といつてお

り、支持政党は「経営者から依頼されたものに投票する」と多くが答へてゐる。

将来に対する希望は大部分が「結婚したい」「独立で商売がしたい」と言つてゐる。

売春婦の組織は新宿に白菊会、吉原に

新吉原保身組合があるが、いずれも売春婦各人が会費を出し、検診、治療を自主的にやるという目的で、役員選挙は秘密でなく、大業者側組合の役員が出ている店から業婦の役員も出ている。従つて組合員が自主的に就業条件その他について、店主側と団体交渉をするといふようなことはすくない。

性病対策は、現在業婦組合を通じて定期的検診が行われてゐる。

業者組織は東京都内一九が所に地区別のカフエー協同組合が、都全体の連合組織として東京都カフエー料理喫茶組合連合があり、「組合員の相互扶助の精神に基き組合のために必要な事業を行い、もつて組合の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ること」を目的としてゐる。

さらに全国的な組織としては全国性病予防自治会があり、「性病予防の徹底と国民体位の向上、社会衛生福祉の増進に寄与し、併せて相互の親睦融和を図り、結束を強固にし、さらに進んで経営の正常恒久性を確立すること」を目的とし、旬刊機関紙興信新聞をもつてゐる。

業婦に対しては、「赤線業者の三原則——前借をかけない、人身を拘束しない、搾取しない」をあげ、事実表面的には戦前に比べて業婦の自由が拡大されてゐる。しかしこのことは「面業者のや







現在のしよらばいを知つた方法は「友人、他人からきいた」ものが七割、本新聞、街頭でみて自分で知つた」が「割増」で、これと同じ傾向は「しよらばいをする」ことをすゝめた人」の間に對する回答にも出ており、全く自分だけの意志でこの道にはいつた者が少いことが裏付けられる。

動機は七割までが「経済的理由から」「好奇心、進歩心」等の軽浮薄型は一割しかない。

「前借金を受取つた」と答えている者は約三割であるが、そのうちの九割三分までは赤線青線に働くものである。

しよらばいはいつたとき未だ処女であつた者は二割強、転落當時の年齢は二十四歳未満が七割である。

4. 売春婦の意識

「現在のしよらばいをどう思うか」の問に對する答は九割まで、彼女達が自分のしていることの非を認めていることがうかがえる。

「自分の姉妹がそのしよらばいをする」とに賛成するが「では八割が「不賛成」無回答二割強、「賛成」はわずか四分であつた。

「将来どうするつもりか」に對しては、「結婚したい」が四割強、「自分で商売したい」が三割強あり、最後に「売春処罰法をどう思うか」では処罰法を肯定するものが三割強、肯定否定の両面をふくむものが二割強、否定するものが二割、無知無答の二割強である。

以上四種類の調査の結果知り得た主要点をまとめると、1. かつて一般市民の生活の場所であつた地域が戦後においてかなり集積地域によつて侵襲されていること、2. 業者の多くが戦災、引揚、失業、南無不振等による生活難の打開法として、戦後初めてこの途をえらんだものであり、現在のしよらばいがよくないことであることを知り、未だ心から業者になり切つていないこと、3. 売春婦となつた婦人はいわゆる特殊なものも少なく、普通の環境下に生育し、普通の常識を備えた普通の婦人が、生活能力の不足からくる生活難や、道徳観の低下した社会連合に押し流されて一寸した番狂わせの動機から転落したものが多いこと、つまり客観的条件に支配されたものが多く、その立場に立てば一般の婦人も転落する虞があるといふこと、4. 全般的にみて、完全な戦争遺物であり、我が国において全く新しいケースである基地周辺の売春婦に、赤線青線の売春婦より相対的の独立性、自由さ、業者との結びつきがゆるい、がみとめられるといふこと等があげられ、従つて本調査結果から得られる結論として、「一般の啓蒙教育、業者への反省と職業促進、取締り、売春婦の転落防止と、事後保護等、関係機関をあげての売春婦対策が実施されれば、相当

数々の婦人を苦界への転落から防ぎ、又苦界から救ふ可能性があると云えるのは

「働く婦人の福祉運動」が行われます

婦人少年局では働く婦人の福祉を図るために、次の要項により運動を行うことになりました。

- 一、目的
 

今日の日本経済再建に大きな役割を担っている働く婦人の福祉を図つて、その母性をまもり、能率をたかめることと、国民全体の幸福に貢献するものである。そこで働く婦人の福祉についての重要性を認め、職場はもとより広く一般社会の理解と協力をもとめて働く婦人が働きやすい生活と環境をきよくすることを目的としてこの運動を行う。
- 二、期間
 

昭和三十年八月一日―七月の一週間。
- 三、対象
 

婦人労働者、使用者、労働組合、婦人団体、関係官公署、公共団体、一般市民。
- 四、重点
 

今回の運動では、福祉の範囲を次のものとし、とりわけ福祉施設の理解と活用を重点において、当面の問題を検討し、働く婦人の福祉をたかめるための運動を行う。

  1. 働く婦人の母性保護
  2. 働く母と子の福祉
  3. 働く婦人の保健、医療
- 五、方法
  - (一) 資料の作成
  - (二) 他官庁、団体等との連絡
  - (三) 婦人少年室が行ふこと
  - (四) 事業場、地方公共団体、民間団体等が行ふこと
- 六、資料
  1. ポスター
  2. リフレット
  3. パンフレット(婦人労働問題中央研究会議の結果をまとめたもの)
  4. パンフレット(海外婦人労働資料)

4. 働く婦人の経済と生活  
6. 働く婦人の教育、文化  
5. その他働く婦人の福祉



売春等処罰法案の上程をめぐる

鹿兒島の松元事件、東京大田区の少女売買事件と、相ついで明るみに出される売春事件に世間の注目が集められて折柄、売春等処罰法案が国会に提出されました。第二、第十五、第十九、第二十一国会と四たび上程されながら、いつも審議未了のまま廃案となつていこの法案への関心は、最近一段と高まつてきておりますが、過去一年間のこの法案をめぐる動きは次のとおりです。

第十九国会中では、政府提出の売春等処罰法案が間に合ひそうもないとみた衆議院の婦人議員八名が、三名の男子議員との共同提案で、三回目の法案を衆議院に提出したのは昨年五月十日でした。以来、衆議院法務委員会では九回にわたつて、法務省、厚生省、労働省など関係機関に質問を行つたり、また民間関係者の参考意見を求めるなど公聴会を開いて審議を進めてきましたが、国会が会期末になつたため、六月二日、継続審査として次期国会へ持越しことに決定しました。その後の休会中には、特筆するような動きはなく、十一月三十日に開会された第二十臨時国会では、会期十日間で中に内閣更迭が行われたため一度も審議さ

六月法案が継続審査となつた際、これを重要視し、同月八日、東京虎の門共済会館で第五回總會を開いて、「売春等処罰法案は、真に国会の風紀対策として妥当でないで、断平反対する」と決議をし、機関紙「興信新聞」を利用して刻々全国の会員に、国会や売春問題対策協議会の動きをしらせ反対を呼びかけました。

また、これら業者と一連の動きがあるとみられる「朝日タイムス」と称する新聞社も、五月三十一日に東京日比谷公会堂で、当新聞社社長が委員長となつて、風紀対策協議会という名称の主催のもとに、「風紀対策全国大運動大会」を開き、第十九国会提案の売春取締法案が、現実に則さぬものであることを強調しており、これら業者の反対のうごきは活発で、相次いで廃案となつたときには、彼等に絶対的この種の法案が実現しないといふ自信を強めさせたようでした。

このように、四回目の提案も成立の実現はみまざんでしたが、この頃からうつつ積んでいた人身売買事件や売春事件が次々明るみに出てきました。東京都大田区の一少女が妾屋に売買された事件が明らかになつたのが皮切りとなつて、鹿兒島におきた、取締の手段としてアルバイト女子高校生を使つて売春をさせたいわゆる松元事件や、渋谷のグラス組織の業者など目にもまざる深刻な売春問題が連日のように報道されました。またこのとき警察部から発表された「昭和三十

十九年度中の人身売買検査状況」は、そのの八八・四〇までが売春に關係あると云はれられその数が七、〇八五名に及んでいこのことを知らせましたので、いまや売春禁止の問題は婦人議員や一部の婦人団体の運動だけでなく、他の団体でも熱心な討議をもつなど、世論は目を覚まして広がつてきました。

そして、松元事件について、先に現地で事情を聴取し、その様相を世に訴えようとする機会をまつていた参議院の藤原道子議員はじめ婦人議員面では、早速これを検討した結果、これらの世論を背景としてこのような社会悪を是正するための持統的な運動を強く推し進めると、その後の売春問題対策協議会の無活動状態に對し政府に警告を与えるとともに、法の制定に拍車をかけるために法案の提出をすることを決定しました。そして、五月十三日の参議院本会議で、藤原道子議員が松元事件についての緊急質問を行い、鳩山首相から、「売春禁止法についてはその必要を認める」、また花村法相から「前内閣からの売春問題対策協議会は存置させ、その答申を期待している」との意旨があることを明らかにしました。その後も婦人議員面では、事件の反響や対策について協議を行いました。五月二十日以後、法案の検討にとりかゝりま

織する売春禁止法制促進委員会では、昨年二月の「売春禁止期成全国婦人大会」の決定に従つて、全国各地域における世論の喚起や啓蒙に地道な活動をつづけ、その後、地方支部も逐次結成され、法案成立の実現のために側面的な運動を行なつてきました。

一方これに對して、全国性病予防自治会(赤線地区の業者の組織)では、昨年



婦人と年少者

政府は娼春禁止法案の制定を要する動機は活潑になつてきました。三月に虎の門共済会館で催された婦人有権者大会でもその制定促進が決議されております。このたびの動きの導火線となつた松元事件の地元である鹿角島では、県下の婦人団体がたゞあり婦人団体連盟を組織して、六月四日に、現地調査のため再度来鹿した藤原道子議員、市川房枝議員をむかえて「娼春禁止法制定促進大会」を開催し県内の婦人層の結束を促したり、また事件の調査のため訪れた神崎清氏を囲んでの批判会や、娼春等処罰促進署名運動を行い、更に国会にもはる／＼陳情を行つたため上京して、その熱意のほどを示しました。なお鹿角島大学の女子学生も、学生の立場から婦人団体に協力することを決め、国会婦人議員団を郷土出身議員に、娼春等処罰法案の促進の決議文を送りました。平常から側面活動を続けている娼春禁止法制定促進委員会でも、一層活潑な動きかけをはじめました。国会に首相、法相を訪問して、政府提案を一刻も早くするように迫り、また都内に宣伝カーをくり出して、一般市民や特快街に呼びかけました。そして、六月十日には、朝日講堂で「娼春禁止法制定促進関係大会」を開催しましたが、これには全国から婦人があつまり、今後猛運動を行ふことに決定しました。

これらのうちさきと同じく、業者は猛烈な反対が過ぎたことはいふまでもありません。今回の情勢が今までと異なり、世論が娼春等処罰法案の成立を熱望していることに業界は驚き、全国性的な防衛活動では、「婦人議員団の考えは、極端にいはば憲法違反であり全体主義思想だ。生きるための最後の、しかも最低の線を画定することは女性に死ねというに等しい。これは人道的な問題であり、この非道、非常識に對してあくまで闘う」といふ副会長談を発表し、陰に、陽に国会に陳情の猛運動をはじめました。山口副会長が花村法相やその他の関係大臣に陳情を行つたり、五月下旬には九州連合会総会を別府市で催して、娼春禁止絶対反対の決議を行い、更に六月下旬には全国大会をも予定しているようです。その後、鳩山首相は、「法相とも相談してよく研究する」と、花村法相は、「娼春問題対策協議会に検討してもらい、三月中に政府が法案を出すかどうか返事する」と、婦人議員の質問に答弁して「市議員の政府の娼春対策についての質問に花村法相は、『娼春問題対策協議会は近く結論を出し得る程度になつたので、政府も法案作成の準備をすすめており、作成次第、国会に提出する。然し娼春問題は法律だけでは解決できない社会的措置が必要であり、法律が出来ても現在の警察力では取締りができるか疑問である』と政府の態度を表明し非常に注目されました。

こゝに国会会においての政府法案の提出は望まうとみて、六月十日、婦人議員団、男子議員を含めた十九名の共同提案が衆議院に、第五回目的の娼春等処罰法案(後記参照)として提出された次第です。今回の法案は、今までの提出されたものを基礎に練り直されたもので、業者を徹底的に取締るとともに、娼春を行つた婦女子、客、客引、娘の身売を承認した親などすべてが処罰されることになつていきます。また娼春宿の経営者は十年以下一年以上の懲役、五十万円以下の罰金という相当に重い刑が科せられておられます。このように議員立法では刑罰だけで、その保護更生にはふれておりませんので、保護更生対策を含む政府提案が一日も早く待たれるわけです。この法案の成立には種々の困難がいまから予想されますが、然し婦人議員は生命をかけて、最も強い決意をもつてあつておられ、最後に加盟団体が増加して、今後は法案賛成議員の個別獲得をめざしてあり、婦人の娼春等処罰法案成立へのうごきは非常に活潑になつてきております。

に、婦女の基本的人権を保護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

(定義)  
 第二条 この法律で「娼春」とは、婦女が対価を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいふ。

(娼春等)  
 第三条 娼春をした者又はその相手方となつた者は、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2、常習として娼春をした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(娼春の周旋等)  
 第四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一、娼春の周旋をした者  
 二、娼春の周旋をする目的で、人に娼春の相手方となることを勧誘した者  
 三、娼春を行う場所を供出した者の罰も、また前項と同様とする。

5、常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(娼春をさせる行為)  
 第五条 婦女を欺き、若しくは困惑させた、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して娼春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2、前項の罪を犯した者が当該娼春の対価の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3、第一項の未遂罪は、罰する。

(娼春をさせる契約)  
 第六条 婦女に娼春をさせることを内容

各国の娼春対策

この中に入る主な国には、カナダ、チエコスロバキア、デンマーク、ソウエド、アメリカ等がある。

カナダは第三者が婦女に娼春行為をさせること及び娼春行為そのものを刑法によつて禁止している。刑法二一六条によつて、婦女を娼春婦とならしむるために誘惑せんとしたる者、カナダの内外を問わず不法なる肉交をなすために、婦女を脅迫又は威嚇を以て誘惑せる者、婦人が他人と娼春を行うを援助し、教唆し、又は強迫する態度をもつて営利のために婦人を支配し、指揮し、又は婦人の行動に影響を及ぼせる者、などは一〇年の禁錮の刑を科し、又重犯以上の者には右禁錮に加重する懲罰を科する。第二二七条、他人を娼春に誘惑せる者は、その関係者は特別の罰を科せらるるものと併せて罰せらるる者、(イ)その女子が一四歳以下の者なる時は一〇年の禁錮、(ロ)一四歳以上なる時は二年の禁錮に処す。その他とし、娼春の行われたる場所を対象とした処置としては、二三二条に、何人も通法の理由なくして風俗を害す(娼春の目的又は淫靡なる行為の

とす契約の申込又は承諾をした者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(娼春施設の経営又は管理)  
 第七条 営利の目的で、娼春を行う場所を供すること主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2、営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の供与)  
 第八条 情を知つて、営利の目的でされる前条第一項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(同罪)  
 第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)  
 第十条 第三條第一項又は第四條から第八條までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

各号のとらわれている娼春対策をそれぞれ立法例によつてたゞとらえてみると、娼春取締りは大別して (1)娼春を全面的に禁止する国、(2)第三者の搾取及び一定条件の娼春を禁止する国、(3)第三者の搾取のみを禁止する国の三つに分けられる。

一、娼春を全面的に禁止する国

1、この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2、婦女に淫靡をさせたる者の刑罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。ただし、この法律の施行前にした行為に対する前則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

婦人と年少者

とす契約の申込又は承諾をした者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(娼春施設の経営又は管理)  
 第七条 営利の目的で、娼春を行う場所を供すること主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2、営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の供与)  
 第八条 情を知つて、営利の目的でされる前条第一項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(同罪)  
 第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)  
 第十条 第三條第一項又は第四條から第八條までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。



設することを留意している。(第一五五條)  
 その他婦女売買に関する法規には、  
 何人についても職業を営ましめるため、  
 売春婦に一定の住所又は生計上の便宜を  
 供与したる者、口、賞金の目的を以て  
 売春婦の媒介を為したる者等は刑法の違  
 反を犯すもので有罪とする。又私人が  
 個人の自由を侵害するといふ面からも罰  
 せられている。その他珍しい取締りとし  
 ては出国法(一九二二年二月制定)とい  
 う法律で、売春行為をなさしむる目的で  
 婦人と契約し外国に連れ出す者を六月乃  
 至三年、或るいは一年乃至五年の懲役に  
 処している。

婦人と年少者

デนมार्クは絶婚主義が最も完全に行  
 われている国の一つで一九〇六年三月の  
 法律で売春行為を禁止した。この法律の  
 正式な名称は性病感染及び公然たる不道  
 徳禁遏法といつて、第一条に、「売春婦  
 の警察許可を阻止す」とし、この種の稼  
 業をなす者は警察の権能により登録され、  
 且つ浮浪人に関する法律により取締られ  
 る。第三条で妓楼の営業を禁止し、これ  
 に違反するものは矯正院へ收容し常習犯  
 は懲役に処せられることを規定している。  
 性病に関しては徹底的に撲滅の態度をと  
 っており、第五条に、性病に罹つた者は  
 すべて公費をもつて治療を受ける義務が  
 あること、患者の状態が他人に伝播させ  
 るおそれのある時は病院に收容しなければ  
 ならないとしており、この場合医師よ  
 り退院の許可があるまでは自ら退院する

ことは出来ない、これを犯した者は二〇  
 日乃至二月の拘留を課せられる。性病に  
 罹つて他人に伝染させた時は自ら伝染の  
 危険があることを知らなかつたという理  
 由で責任を免れることはできない(第四  
 条)と極めて厳しい態度をとつてゐる。  
 ソウィエトでは連邦共和国となつてか  
 ら娼婦公許妓楼公認制度は全廃した。売  
 春行為を行つた者はすべて刑法を以て  
 罰せられる。即ち刑法第一四〇条に性交  
 又は他の行為により故意に他人を伝染の  
 危険に陥らしめた者は七月以下の禁錮又  
 は強制労働に処す。一五五條、密淫売の  
 強制、私娼、周娼、私周娼の経営等の目  
 的を以て行つた婦女の募集は財産の全  
 部又は一部を没収した上五年以下の禁錮  
 に処せられる。その他となつてゐる。  
 アメリカについては連邦制であるため  
 各州の法律によつて多少の差があるが全  
 般的にいつて売春行為を禁止している。

これに基いて行われる。即ち、1合衆国  
 註刑法第八編、不道徳な目的を以て外国  
 人を移入する者を有罪とし、且売春稼業  
 に従事する外国人を国外に追放する。2、  
 同一八編、売春の目的を以て州際及び  
 国際間での婦女の売買を禁止する。3、  
 公共法、一六三、陸海軍管倉近傍におけ  
 る売春を禁止する、がそれで第三者が婦  
 女に売春させることを禁止し、外国から  
 売春を目的として婦女を移入することを

禁止する点に重きを置いてゐる。即ち娼  
 家については、すべての陸海軍管倉駐屯  
 地、基地等より一定距離内において、売  
 春に従事し、或るいは娼家を保持する者  
 はすべて禁錮を犯したものと見做し千下  
 以下の罰金若しくは一年以下の禁錮、  
 もしくは兩者を併科する。  
 又売春を目的とする婦女の移送につ  
 いてはこれを重罪視し、この罪を犯した者  
 は五千ドル以下の罰金若しくは五年以下  
 の禁錮或いは兩者を併科されてゐる。売  
 春婦又は顧客の行動を禁止する点につ  
 いては売春婦が外国人である場合はこれを  
 国外に追放する等が規定してある。売春  
 に関する細かい禁止事項は各州に於いて  
 夫々の事情に基いて、規定してゐる繁雑  
 であるのでこれにはあげない。

これはオランダ、ノルウェー、イギ  
 リス等が含まれる。  
 オランダでは第三者が婦女に売春行為  
 をさせることを禁止しているが売春行為  
 そのものを処罰することはない。  
 一九二〇年制定の刑法で、未成年者を第  
 三者と不道徳な行為を犯さしめ、又は故  
 意に勧誘した者は三年以下の禁錮に処す。  
 又この犯罪行為を常習とし、業務とする  
 者はその罰を三分の一加重する(第二五  
 〇条)、婦人の醜行の所得によつて利益  
 を得る者は二日以下の拘留に処す、そ

の他を規定してゐる。  
 ノルウェーの組織的な売春制度は一八  
 九〇年の昔に全廃されており、一九〇三  
 年には刑法を改正して風俗および性病防  
 衛を峻厳にし、密娼に對しては特別警察  
 によつて監視し、娼婦とその協力者を五  
 月以下の禁錮にした後、感化院に入れて  
 矯正する。  
 刑法には風俗にたいする罪という項目  
 があつて(一九九)その二〇〇条に人を  
 だまして他人と不法な性交をなさしめた  
 者、又は他人の不法な性交を誘ふこと  
 に協力した者、及び他人と猥褻な関係を  
 為す者に便宜を供した者は一年以下の禁  
 錮に処し、利慾のためにこれらを利用し  
 た者は三月以上四年以下の禁錮に処す。  
 なお一八歳以下の者をこの目的に利用し  
 た場合は四年以下の禁錮に処す(二〇六  
 条)と極めて厳しい態度をとつてゐるが、  
 公の訴追は被害者の申請によつてのみを  
 れを行うとあるので、当事者が訴えなけ  
 れば取締ることはむずかしい。売春行為  
 における当事者に対しては、風俗に對す  
 る違反として、公の場所で留置を傷害す  
 る行為を犯した者は罰金又は三月以下の  
 禁錮に処すとあり、その他これに関する  
 違反は概ね輕罪に問われる。  
 イギリスの場合は一八八六年に早くも  
 売娼制度を全廃する法令を實施してゐる。  
 そして風俗取締は売春そのものは処罰  
 しないが、それが風俗を紊した時に罰す  
 る方針をとつてゐる。即ち一八八五年及

び一九二二年の刑法改正案例によつて、  
 婦女子を売春婦として利用する者、妓楼  
 を有する者等は罰せられ、前者を犯した  
 男子は、犯罪に伴う禁錮刑と同時に管刑  
 を科することができるとしてゐる。又浮  
 浪罪条例としては、男子で知りながら一  
 部又は全部売春婦の所得により生活し、  
 又は公共の場所でも道徳な目的のために  
 勧誘又は強制する者は浮浪人と見做され  
 規定によつて罰せられる。又婦女子が売  
 春のために家屋の一部を使用したか、止  
 宿しているかが疑わしい場合はその男子  
 を拘引することができるとしてゐる。

ては法律によつて強制治療を行つてい  
 るところもあり、性病対策機関から無料  
 現在雇用労働者として働いてゐる婦人  
 は従来に比べて最も多く、婦人の就業者  
 七二五万人のうち三三〇万人は既婚者で  
 す。そのうち、五歳以下の幼児の数は戦  
 前より多く、これら幼児の一割は母親が  
 仕事についてゐます。これは昼間託児所  
 の問題に關して重要なこととなります。  
 総評議會の方針は昼間託児所の必要が  
 起つた地域において、設立を援助するこ  
 とです。

アメリカの昼間託児所について

全国婦人諮問委員会は各地における託  
 児所の必要性について更に多くの資料を  
 得るため、比較的大きい労働組合協議会  
 と地方婦人委員会を通じて調査を行いま  
 した。一〇〇通の質問書を送つたうち三  
 三の報告が集りました。報告は全部で約  
 五、一〇万六千人の人口を含む地域のもの  
 です。

この問題は重要なこととなります。  
 総評議會の方針は昼間託児所の必要が  
 起つた地域において、設立を援助するこ  
 とです。

地方庁の少ない託児施設について報告  
 してゐるのは一四の労働組合協議会で、  
 そのうち二つは企業内に設けられてゐる  
 ものです。例をば北スタブフォードシャ  
 スタフォードシャ製陶所によつて、オ  
 ール下ハムでは紡績工場によつて九つ設  
 置されてゐます。その他附いずれも個人  
 によつて行われてゐるものです。

婦人と年少者

これにはフランスが該当するが、この  
 国は一九四六年の改正刑法によつて組織  
 的な売春制度は全廃したが、本人の売春  
 行為は黙認してゐる。即ち改正刑法の三  
 三四条に売春婦媒介者と看做されるもの  
 はすべて六月以上二年以下の禁錮及び二  
 十フラン以上三〇〇万フラン以下の罰  
 金を課し、事情によつて他の規定によ  
 つて更に重い刑に処することができる、  
 としてゐる。又売春施設を保有する者  
 管理する者、又は公共に開放利用される  
 場所の保有者などで売春を行つ婦人の存  
 在を寛容する者は三三四条におけると同  
 一の刑に処し、一〇年以内に再び犯すと  
 きは刑を倍料するとしてゐる。

七つの労働組合協議会では自分達の地  
 域には託児所はなく、現在のところ目  
 につくような設置の要求はないと報告して  
 います。  
 費用のうち保健省と地方庁が、母親が  
 ら受取る料金や食費等を差引いた残りの  
 半額ずつを負担してゐます。

大部分の地域では料金は一日五シリング  
 を超えることはなく、また多くの場合最  
 低額は一日二シリング程度です。(註、  
 一シリングは約五〇円)一九五二年より  
 以前には料金は地域によつて一月一シリ  
 ングから二シリング六ペンスまで種々で  
 した。

報告があつた大部分の地方では託児所  
 は三か所以下で、六か所以上あるのはハ  
 ムプシュ(一)ノラッド(二)ア  
 (三)などの六地域です。  
 ランカシャーやヨークシャーなどの織物工  
 業地域では託児所の利用が最も多く、陶

年齢	一九五一年末	一九五二年末
〇一歳	二、五〇八	九、三七九
二歳	一、五〇八	一、三七九
三歳	一、五〇八	一、三七九

各国では売春対策と併行して性病対策  
 についても力をそそいでゐる。国によつ

ら受取る料金や食費等を差引いた残りの  
 半額ずつを負担してゐます。

報告があつた大部分の地方では託児所  
 は三か所以下で、六か所以上あるのはハ  
 ムプシュ(一)ノラッド(二)ア  
 (三)などの六地域です。

報告があつた大部分の地方では託児所  
 は三か所以下で、六か所以上あるのはハ  
 ムプシュ(一)ノラッド(二)ア  
 (三)などの六地域です。



第5表 年少者を親元より手離した形態

Table with 3 columns: 形態別 (形態別), 世帯数 (世帯数), 比率 (比率). Rows include 就職家系不手離したこと, 小舎手離したこと, 計.

第6表 年少者の修学状況

Table with 3 columns: 年少者数 (年少者数), 比率 (比率). Rows include 小学校, 中学校, 高等学校, 計.

三人以上の家族といふのが二三世帯もあり、千五百円未満の収入世帯では僅かに七百円一千元となつています。

親元の月収額の判明したものは六〇九世帯で、八九・〇%を占め、その他は農家の耕作反別の判明したもので七・二%、金額見積不明のもの三・八%となつてい

(一) 性別 年齢別年少者数 性別では女子が圧倒的に多く、男子の約三倍近くを占めています。年齢的には一七歳と二三六名が最も多く、一六歳、一五歳と年齢の低くなるにつれて少

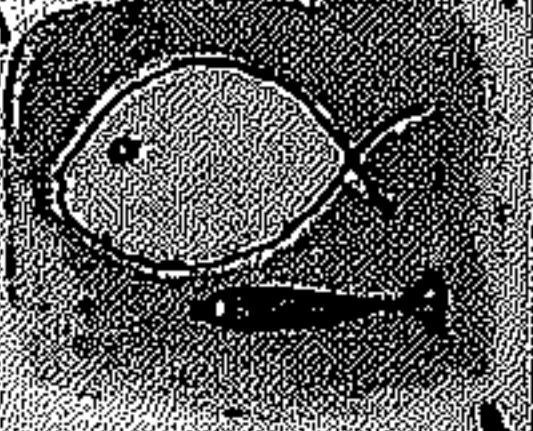
第2表 父母のない者の理由

Table with 7 columns: 理由 (理由), 死亡 (死亡), 離別 (離別), 出稼 (出稼), 職務上の別 (職務上の別), その他 (その他), 不明 (不明), 計 (計).

調査は公立中学校に

第1表 県別内訳表

Table with 3 columns: 県名 (県名), 人数 (人数), 比率 (比率). Rows include 岡賀, 佐賀, 長門, 大分, 鹿野, 計.



年少者の不当雇用慣行 いろいろる人身売買 調査結果の概要

第3表 親元の職業 職業別 (職業別), 世帯数 (世帯数), 比率 (比率). Rows include 農林漁業, 工業, 商業, 運輸, 教育, 医療, 計.

(二) 親元の職業 親元の職業は、農業が二九・八%、無職にあたり、中には一六・〇%という順で、九人以上の家族とい

在籍の長期欠席者と十八歳未満の卒業者のうち現在親元を離れていて、不当雇用の場におかれていて疑いのある者を把握し、これを基礎にして、親元、年少者、雇用先の三者について順次調査を進めて

(三) 家族の構成 六人家族のものが最も多く、一四九世帯(二七・四%)について七人家族の一七・一%、八人家族の一六・〇%という順で、九人以上の家族とい

第4表 家族 家族数別 (家族数別), 世帯数 (世帯数), 比率 (比率). Rows include 1人, 2人, 3人, 4人, 5人, 6人, 7人, 8人, 9人, 10人, 11人, 12人, 13人, 14人, 15人以上, 離散, 不詳, 計.



氏名年齢性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
W.S. 16 女	接客婦	四万円		姉の夫	強制的	鹿兒島	中学二年中退
M.H. 17 女	売春	一七万円	定めなし	仲介人	飲食店主	熊本	中学校卒業
I.M. 15 女	和服仕立及家庭手伝	一五五万円		貧困及び家族関係のため		熊本	中学校一年中退
H.G. 15 女	養子縁組			仲介人	貧困及び家族関係のため	熊本	小学校のみ卒業

II 一応合法的な形をとっているが実態はいわゆる不当雇用慣行の場におかれています。又は不当雇用慣行の場におかれていますと推定されるもの

(一) 類型別事例

I	II	III	IV
不当雇用慣行に該当するもの	一応合法的な形をとっているが実態はいわゆる不当雇用慣行の場におかれていますもの。又は不当雇用慣行の場におかれていますと推定されるもの	児童福祉法、学校教育法、労働基準法等の関係法規に違反しているもの(現在既に帰宅したが、不当に雇用されていたものを含む)	その他のもの(養育、非該当を含む)
19件	98件	878件	428件

(二) 類型別分類

不当雇用慣行(いわゆる人身売買)とは、各々結びつくもの等を内容とする契約にいうのは「児童をして①福祉に反するような労働、または②不当な人身の拘束を伴う労働を提供させ、その対価として③金銭、財物その他を給付することを内容とする契約または、これを④あつせんする行為」と解されています。そして、①と②と③並びに①および②と③とが、④の問題を提供しています。

III 児童福祉法、学校教育法、労働基準法等関係法規に部分的に違反しているもの(現在既に帰宅したが、不当雇用されたものを含む)

氏名年齢性別	業務内容	動機	契約期間	修学状況	出身地	備考
M.S. 15 女	飲食店中(子守)	貧困で家にいて食ふこともできない		なし	熊本	中学校卒業

大阪市と名古屋市中家庭内職調査が行われました

大阪市では、七月上旬に、大阪市と名古屋市中家庭内職調査を行いました。これは、昨年東京で行った調査と同じように、大阪、名古屋両市の普通住宅の約一割に当たる世帯を抽出して、その中に内職をしている世帯がどの位あるか、どんな世帯が、どんな条件で内職をしているか等を調べるものです。

大阪市内では、かねてから家庭外に働くことの困難な未亡人、主婦、身体障害者、病弱者、老人等に対する職業対策をたてることに努力して来ましたが、その一かんととして、昨年東京で実施した家庭内職調査の結果、内職に関するいろいろな問題点が明らかになりました。その主なものを拾うと、(1)一般に工資が安い(2)仕事に連続性がなく不安定なものが多(3)よい内職をしようと探してはいる人も、どんな種類の内職があるのか、又どこへ行ったら仕事をもらえるのか、わからない、(4)一般に内職従事者には必要で技術を身につけていないため、有利な内職があっても出来ない、(5)内職を

第7表 年少者の業務内容

業務別	男	女	計	比率
耕守員員	(9) 26	(6) 27	(9) 68	10.7
農子工店	(1) 4	(23) 86	(24) 90	18.2
旅館飲食店等	(5) 30	(2) 14	(7) 44	8.9
旅館飲食店等	(8) 27	(17) 44	(25) 71	14.8
旅館飲食店等		(11) 44	(11) 44	8.9
旅館飲食店等		(5) 8	(5) 8	1.6
旅館飲食店等		(80) 68	(80) 68	18.7
旅館飲食店等	(1) 8		(1) 8	0.6
旅館飲食店等	(2) 6	(3) 5	(5) 11	2.2
旅館飲食店等	(1) 1	(1) 1	(2) 2	0.2
旅館飲食店等	(1) 1	(1) 1	(2) 2	0.2
旅館飲食店等	(3) 16		(3) 16	8.2
旅館飲食店等		(8) 2	(8) 2	0.4
旅館飲食店等		(1) 1	(1) 1	0.4
旅館飲食店等		(1) 8	(1) 8	1.6
旅館飲食店等	(1) 2		(1) 2	0.4
旅館飲食店等		(1) 6	(1) 6	1.2
旅館飲食店等		9	9	2.4
旅館飲食店等		8	8	0.6
旅館飲食店等		4	4	0.8
旅館飲食店等		8	8	1.0
旅館飲食店等		2	2	0.2
旅館飲食店等		1	1	0.2
旅館飲食店等		1	1	0.2
旅館飲食店等	(1) 1		(1) 1	0.2
旅館飲食店等	(8) 12	(2) 27	(10) 39	7.9
旅館飲食店等	(85) 142	(107) 854	(142) 496	100.0

(注) ○内数字は親元調査のみ行われたもので外数字である  
○外数字は親元から、雇用先調査まで一貫して調査したものである

三 雇用先調査

前借金の高額なものが多くは典型的ないわゆる人身売買で、従って人身拘束や強制労働、売春等が伴ってきます。

(五) 私生活の拘束

面会の自由についての四〇二名の回答中、拘束されているというものが一六%、外出についての三九一名の回答中三八%、通信については二九六名中四%のものが拘束されていると語っています。この数字は年少者自身の主観的判断によつたものですが、彼らのおかれている家庭的環境、親元と雇用先との関係等を助察すれば主観的に感ずる拘束は実質的な拘束を意味するものと考えられるでしょう。

(一) 雇用先の業種と規模

親元調査が行われた八五八名の年少者うち、四九六名について雇用先調査が行われましたが、雇用先の業種は不明のものなどを除いて八七の業種に亘り、雇用先の数は四二八となつています。

七六・六%を占めて圧倒的に多くついで五人以上の未満のものが二一・一%で、この兩者を合せて八八・七%を占めています。

第8表 規模別雇用先数

規模別	雇用先数
5人未満	928
5人以上~10人未満	52
10 " ~ 30 "	26
30 " ~ 50 "	8
50 " ~ 100 "	6
100 " ~ 以上	6
不明	8
計	428

(二) 親元への前借金

親元への前借金は親元調査の際の前借金と一致すべきものであるが、親元と雇用先の両者について調査しました。四二八の雇用先のうち親元へ前借金を出して

少年数一、八一一名についてのものであるが、これは本調査で一貫して対象となつた四九六名のものを除いたものも含めたものである。公共職業安定所の紹介によるものが五三・三%を占めて最も多く、縁故紹介一三・五%、直接募集九・三%、仲介人の紹介によるもの三・五%、その他一三・四%及び不明七・一%となつています。前年行った東北地方の調査では職業安定所を通して、就職したものは僅かに二・七%に過ぎず、縁故紹介及び仲介人の紹介によるものが合せて六九・六%を占めていたのと比較すると、今回の調査では職業安定所を通じて者が多く

四 類型別件数及び事例





# 関東甲信越における不当雇用慣行 実態調査の実施について

婦人少年局では二八年度において東北地方、二九年度において九州地方をそれぞれ出身地とする年少者の不当雇用慣行の実態調査を行いました。本年度は引続き関東甲信越地方を出身地とする年少者について調査を実施することになりました。

前二回の調査も関係各機関の協力により行なってきたのですが、本年度においては特に文部、厚生両省の全面的な協力の下に調査を進めるとになり、五月三十一日、労働省婦人少年局長、文部省初等中等教育局長、厚生省児童局長の連名を以て、関係都知事、教育委員会、教育長、婦人少年室長に対して調査実施についての通達がなされると同時に、労働事務次官から中央青少年問題協議会長に対して協力依頼がなされました。調査要領は概略次のとおりで、すでに第一段階の予備調査ははじめられてい

**調査要領の概要**

一、調査の目的、方針  
年少者の不当雇用慣行に関する実態について労働省、文部省、厚生省の共同により調査する。

二、調査の範囲、対象  
関東甲信越地区都県

三、調査の時期  
六月、八月、九月、十月、十一月、十二月

四、調査の内容  
予備調査、親元調査、雇用先調査、市町村調査、長期欠席生徒調査

引続き三〇日以上欠席し且つ親元を離れている者について長期欠席の事由、行先(雇用先)その他動向に関する参考事項

**卒業生動向調査**  
本年三月卒業学生のうち学校及び公共職業安定所のある施設以外の方法で就職し且つ、親元を離れている者について行先(雇用先)その他動向に関する参考事項

**市町村調査**  
市町村調査については、市町村職員、調査員(児童委員並びに婦人少年室協力員)の協力を得ることに努める。

**関係機関の協力**  
(1) 学校、市(区)町村、児童委員の協力を求め、本調査の円滑実施を図る。  
(2) 関係機関より、随時情報、資料の提供を受け、本調査に資せしめる。

以上が調査実施要領の概要ですが、「九、その他」の項に示されている啓発資料の作成、配布は、これを一層強力な防止活動として全国的に実施することとなり、目下その準備が進められています。

## 外国における女子の保護法規の紹介(6)

### ソ連邦における女子の労働保護規定

ソ連邦において女子は、経済的、国家的、文化的及び社会、政治的生活のすべての部門において、男子と平等の権利を享受される。

これらの女子の権利を実現する可能性は、女子に対し男子と平等の労働、労働賃金、休息、社会保険及び教育に対する権利が附与され、母子の利益が国家により保護され、多児母及び孤獨母が国家により扶助され且つ妊娠の際女子に賃金附帯休暇が附与されることにより、又産院、託児所及び幼稚園の広汎な設備網により保障される。

右の憲法の趣旨に従って、ソ連邦では経済的にも政治的にも社会的にも婦人が本当に男子と同等の地位にのぼりうるように配慮をされています。

現在婦人はあらゆる方面に工業、農業、文化、政治の諸部門に顕著な進出をみせています。

ソ連邦を構成する十六の共和国ではそれぞれ自分の国の労働法典を有していますが、ロシア共和国労働法典が他の共和国の労働法典の原型をなしているため、ロシア共和国労働法典(以下労働法典と略称します)によって見てゆきます。

労働時間は八時間制をとっており、時間外作業は例外的な場合に限り許されますが、妊娠中及び授乳中の者の時間外作業は許されておりません。

わが国の労働基準法(以下基準法と略称します)では妊娠中及び授乳中の者の時間外労働は制限されていますが、禁止

### 深夜業

労働法典では女子の夜間作業は原則として禁止されています。夜間作業とは、夜一〇時から翌朝六時までの間に行われる作業をいいます。

労基法では夜一〇時から翌朝五時までの間に行われる女子の深夜業を原則として禁止しています。

ソ連邦では労働法典による女子の夜間作業の原則的禁止に対して、労働人民委員が、全連邦労働組合中央評議会と協議して、特殊な必要のある生産部門においては、成年女子に対して夜間作業に就くことを許可することが出来る権限があり、現在次の職場で夜間作業が認められています。

1、七時間労働制(一九四〇年六月二六日以降八時間制となる)の生産企業

2、電信電話に係る作業

3、家庭労働者

4、季節労働 夏季の昼間の長い季節に活用に行われる道路、鉄道線路修理作業、漁業、油船、漁場の作業、或いは冬の除雪作業など一季節(最高六か月)を以て修了する作業で特にその必要があつた場合、女子の夜間作業が許されます。

5、鉄道輸送における次の職責の者  
屋内夜警、プラットフォーム掃除、運転区事務員、燃料倉庫労働者、客車ボーイ兼暖房係、出札係、荷物受付係、駅指直者、列車夜警、客車掃除係その他

6、その他  
女医、助産、女機師も労働監督官の認可によつて許されます。

以上のように例外が認められています。妊娠中の女子は妊娠六か月間から授乳中の女子は授乳の最初の六か月間は夜間作業は認められません。

労基法でも、電報の事業その他深夜業の禁止の例外があります。

労働法典では女子に対して、特に困難で、健康上有害な作業に従事させてはならないと定めています。特に困難で有害な作業の範囲は、全連邦労働組合中央評議会と協議して労働人民委員部が定めます。

「女子の就業が禁止される特に困難かつ有害なる作業」は「一覧表となつて公示されています。それによれば鉱山、金属、冶金、化学、皮革、繊維、紙、印刷、肉類罐詰工業、運輸業、建設事業、公共事業、造材、伐木業の十二部門に分けられ、各部門別に作業名或いは職業名が記載され、それを禁止作業としております。

例えば、製鉄部門では硫酸・亜硫酸の粉砕、焙焼作業等。

化学工業部門では、ゴムの加硫作業、ベンソール類、亜硫酸曹達等の製造作業、特殊塗料の製造と包装等十五項目が、皮革工業部門では、皮革の輸送と運搬に關連する工場内の全作業が、肉類罐詰工業部門では、屠殺手だけが



全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数 (1955年9月11日)

都道府県	特殊飲食店街						三業地			駐留軍基地			自衛隊附近			合計		
	戦前からあるもの			戦後からあるもの			地域	業者	売春婦	地域	業者	売春婦	地域	業者	売春婦	地域	業者	売春婦
	地域	業者	売春婦	地域	業者	売春婦												
北海道	15	966	8,761	1	16	60	4	4	71	9	198	1,094	28	966	5,852	21	144	1,879
青森県	9	128	457	1	10	50	4	110	280	5	*	1,900	19	128	457	28	144	1,879
岩手県	28	86	202	1	1	2	49	161	640	1	*	25	6	260	2,082	80	86	879
山形県	10	44	198	18	146	417	1	1	1	1	77	850	29	266	965	9	160	905
福島県	9	160	805	1	17	80	18	189	852	1	8	21	4	87	210	96	476	1,708
茨城県	6	176	532	20	226	546	20	388	620	1	*	1	46	740	1,698	22	217	498
栃木県	22	217	495	4	47	115	21	179	465	6	*	815	1	489	1,898	54	217	498
群馬県	23	221	670	3	14	42	28	205	466	18	587	1,224	77	1,027	2,402	18	221	670
埼玉県	18	206	595	12	57	507	6	35	170	8	85	170	94	479	1,442	17	206	595
千葉県	17	1,168	4,176	1	57	180	54	2,339	5,187	6	*	*	78	8,564	9,498	28	1,168	4,176
東京都	28	780	2,690	50	1,124	5,786	81	*	645	18	2,947	5,924	7	7,042	16,202	14	780	2,690
神奈川県	14	159	492	—	—	—	59	504	1,561	—	—	—	2	680	2,115	14	159	492
新潟県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山県	22	840	787	—	—	—	42	508	1,477	—	—	—	42	508	1,477	5	840	787
石川県	9	166	589	—	—	—	16	167	585	—	—	—	10	204	706	9	166	589
福井県	5	114	802	7	288	1,150	6	59	187	2	50	300	20	461	1,989	5	114	802
山梨県	68	560	990	—	—	—	32	388	916	—	—	—	106	1,054	2,182	68	560	990
長野県	8	185	899	5	125	884	—	—	—	1	*	289	14	810	1,622	8	185	899
岐阜県	88	685	1,888	3	46	150	28	*	1,851	11	285	882	76	919	4,766	88	685	1,888
静岡県	88	861	2,198	26	986	1,490	28	405	1,685	1	74	192	52	1,226	5,566	88	861	2,198
愛知県	28	281	968	9	80	367	7	*	317	—	—	—	44	811	1,652	28	281	968
三重県	7	181	410	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	181	410	7	181	410
滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	12	838	2,271	—	—	—	4	587	908	5	*	1,000	21	1,870	4,179	12	838	2,271
大阪府	10	909	8,712	3	66	258	7	40	1,465	4	89	300	24	1,054	5,865	10	909	8,712
兵庫県	8	890	1,480	11	267	885	19	481	780	(2)	(112)	(940)	84	1,028	8,145	8	890	1,480
奈良県	9	74	408	—	—	—	7	39	240	—	—	—	10	118	648	9	74	408
和歌山県	9	952	976	—	—	—	10	162	885	—	—	—	19	514	1,860	9	952	976
鳥取県	4	82	292	2	23	120	6	41	180	1	26	120	14	173	716	4	82	292
島根県	7	72	248	—	—	—	15	36	216	—	—	—	22	108	464	7	72	248
岡山県	9	224	656	1	9	80	—	—	—	—	—	—	10	239	680	9	224	656
広島県	17	274	804	29	704	2,790	9	10	155	(2)	(194)	(919)	55	988	8,749	17	274	804
山口県	19	847	1,767	1	88	230	18	16	397	1	81	1,600	2	86	4,009	19	847	1,767
徳島県	8	160	449	4	80	115	2	110	341	—	—	—	9	850	906	8	160	449
香川県	18	149	450	11	78	168	8	8	177	—	—	—	34	252	922	18	149	450
高知県	8	59	276	17	940	927	6	55	288	—	—	—	31	454	1,482	8	59	276
福岡県	6	48	221	18	286	734	—	—	—	—	—	—	19	279	956	6	48	221
佐賀県	84	1,576	8,361	11	840	1,485	20	*	688	10	680	3,741	9	51	287	84	1,576	8,361
熊本県	18	189	809	2	22	196	2	2	82	—	—	—	18	170	1,069	18	189	809
大分県	70	529	1,916	1	359	1,370	6	51	248	16	854	1,977	1	98	4,947	70	529	1,916
宮崎県	25	589	2,716	10	181	487	9	58	888	1	18	158	1	796	8,716	25	589	2,716
鹿児島県	1	70	225	88	995	1,455	1	19	60	8	225	487	48	649	2,002	1	70	225
沖縄県	6	45	—	28	225	560	—	—	—	—	—	—	85	816	1,425	6	45	—
合計	886	15,680	56,658	841	8,064	28,534	582	7,194	24,958	129	5,574	22,870	89	600	2,098	1,521	187,112	129,006

注 この調査は各都道府県の婦人少年室が警察、保健所等の協力によって行ったものである。

\* は関係機関に照会しても把握できなかったものである。

1) 自衛隊附近の売春婦数も含む。

( ) は他とどぶついているため合計に入れてない。

鉄道輸送では、火災、ピストン油差、暴走等の十一種類の作業が、海上輸送では、機関士、同助手、火夫、船手、水夫、水底観測手、同助手、潜水夫が禁止され、陸上輸送では、二噸半以上の貨物自動車運転手と坐席十四以上を持つバスの運転手が、公共事業の部門では、直接の消火作業、下水道の清掃作業等が禁止作業として挙げられています。

電柱に登つて作業する女電工、女架線工もソ連にはいますが、妊娠期間中は空中作業は禁止されています。

わが国では女子年少者労働基準規則で操車場内における連結の業務、亜硫酸、ベンゼンその他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務等の危険有害業務の就業を制限しています。

(四) 重量物を取扱ふ業務  
女子の重量物負荷の最高限度は、全連邦労働組合中央評議会と協議して労働人民委員部が定めます。十八歳以上の成年女子の重量物負荷の最高限度は次のよう定められています。

(1) 平面で手による運搬は、一人当り二〇キログラムまで  
(2) 一輪運搬車使用の場合、一人当り五〇キログラムまで  
(3) 三輪又は四輪運搬車使用の場合、一人当り一〇〇キログラムまで

(四) 産前産後  
労働法典では、一九二二年公布当初は肉休労働に従事する女子に対しては出産前後各五十六日、事務所労働及び精神労働に従事する女子には出産前後各六週間でしたが、一九三六年に、事務所労働及び精神労働に従事する女子に対しても出産前後各五十六日に改正されました。しかし、出産休暇が雇用される傾向が生じたので、一九三八年には婦人労働者勤務者一律に、出産前三十五日、出産後二十八日に期間が短縮され、そのうち、一九四四年に再び延長され、出産前三十五日、出産後四十二日となり、さらに異常出産、双生児の場合は、出産後休暇は五十六日に延長されることになりました。

(五) 産前産後の休業  
産前産後の休業は、同一職場に連続三か月以上勤務した妊婦にだけ与えられ、休暇とともに、その期間中の手当が支給されます。手当の額は、勤務経歴、突撃運動参加期間、職業組合加入の有無によつて、賃金の五〇%から一〇〇%の範囲内において定められます。

(六) 産前産後の休業  
わが国では、労基法で産前産後各六週間の就業制限を行っています。又健康保険法で分娩費、出産手当金、哺育手当金、配偶者分娩費の支給についての規定があります。

(七) 軽易業務の転換等  
労働法典では妊婦は出産前休暇をうけるまでの間、軽易作業への移動を必要とする者は他の軽易作業にうつされ、賃金は最近五か月間の平均賃金が保障されます。

(八) 解雇その他の不利制限  
又女子は妊娠五か月目からは、本人の承諾なく常時勤務地以外の地に派遣することは禁ぜられます。労基法では妊婦の請求があつたときは他の軽易な業務に転換せなければならぬとしております。

(九) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十一) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十二) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十三) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十四) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十五) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十六) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十七) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十八) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(十九) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。

(二十) 育児時間  
労働法典では、授乳を必要とする母親には一般休憩の外に授乳のため余分の休憩が与えられます。すなわち毎三時間半以内に三十分以上の授乳休憩を与えることになつており、この休憩時間は労働時間に入られません。







英 語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月二十日創刊  
昭和三十年七月五日発行

(毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第三巻 第七号)

定価五〇円(送料別)